

横浜市生活環境の保全等に関する条例の手引

【指定事業所】

許可申請及び届出のしおり

(施行 平成 15 年 4 月 1 日)
(最近改正 令和 6 年 10 月 11 日)

目 次	
1 条例のあらまし	
(1) 目的	1
(2) 対象とする範囲	1
(3) 規制等の対象となる行為等	1
(4) 体系図	1
2 指定事業所に係る許可及び届出	
(1) 指定事業所に係る許可等の手続	3
(2) 申請書の記載上の注意・添付書類	4
(3) 許可基準	5
(4) 変更、承継、廃止等の手続	5
(5) 表示板の掲示	6
3 指定事業所の設置及び変更 に係る申請・届出一覧	6
4 規制基準等について	
(1) 大気汚染及び悪臭の防止	10
(2) 水質の汚濁の防止	10
(3) 騒音及び振動の防止	10
(4) 規制基準(大気・悪臭・水質・騒音・振動)の概要	11
別表第1 指定施設	27
別表第2 硫黄酸化物	11
別表第3 窒素酸化物	11
別表第4 炭化水素系特定物質	12
別表第5 ばいじん	13
別表第6 排煙指定物質	13
別表第7 ダイオキシン類	14
別表第8 粒子状物質(ばいじん・窒素酸化物・硫黄酸化物・塩化水素)	14
別表第9 粉じん	17
別表第10 悪臭	18
別表第11 排水指定物質	19
別表第12 排水 (BOD、COD、SS 等)	19
別表第13 騒音	20
別表第14 振動	20
条例第29条 地下浸透の禁止(地下浸透禁止物質)	21
5 測定義務について	
(1) 排煙の測定	22
(2) 排水の測定	23
(3) 騒音及び振動の測定	23
6 非常時の措置	24
7 命令・罰則	25
8 環境管理事業所	
(1) 認定の基準	25
(2) 認定申請・変更の手続	25
(3) 再認定の手続	26
(4) 表示板の掲示	26
9 指定作業・指定施設一覧(規則別表第1)	27
付録1 その他の届出・指導基準等について	38
付録2 環境法令・条例の手続フロー	39
付録3 用排水収支バランス図の例	40
付録4 様式のダウンロード方法について	41

令和6年 10 月

横浜市みどり環境局

このしおりはダウンロードできます。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kankyo-koen-gesui/kiseishido/tetsuzuki/jourei.html>



1 条例のあらまし

(1) 目的

横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成 14 年 12 月横浜市条例第 58 号。以下「条例」という。）は、横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例（平成 7 年横浜市条例第 17 号）の本旨を達成するため、事業所の設置についての規制、事業活動及び日常生活における環境の保全のための措置その他の環境への負荷の低減を図るために必要な事項を定めることにより、現在及び将来の世代の市民の健康で文化的な生活環境を保全することを目的とし、平成 15 年 4 月 1 日に施行しました。

(2) 対象とする範囲

上記の目的を達成するため、工場等を原因とする大気汚染、水質汚濁、騒音・振動、悪臭、地盤沈下、土壌汚染の従来型の公害問題に加え、人の活動に起因する環境に加えられる影響や、地球温暖化問題をはじめとする環境問題についても条例の対象とし、市、事業者及び市民の責務を定めています。

(3) 規制等の対象となる主な行為等

この条例で規制等の対象としている行為等は、大別すると次のとおりです。

- ・ 事業所の事業活動に伴う排煙、粉じん、悪臭、排水、騒音及び振動を発生する行為（P. 3-23 参照）
- ・ 住居系地域における著しい悪臭又は騒音を発生する行為（P. 10 参照）
- ・ 地下浸透禁止物質に係る水等を地下に浸透させる行為（P. 10, 21 参照）
- ・ 屋外燃焼行為
- ・ 炭化水素系物質を車両で運搬し積卸しする行為
- ・ 船舶から排煙を排出する行為
- ・ 拡声機を使用する宣伝行為
- ・ 飲食店の深夜における営業行為
- ・ 夜間における営業に伴う騒音を発生する行為（P. 38 参照）
- ・ 地下浸透禁止物質に該当する物質を含む水等が地下水汚染の原因である可能性がある場合
- ・ 特定有害物質を製造、使用、処理、保管、発生、排出等する行為
- ・ 地下水を採取する行為
- ・ 小規模固定型内燃機関から排煙を発生する行為（P. 38 参照）
- ・ 小規模焼却炉等から排煙を発生する行為（P. 38 参照）
- ・ 石綿（アスベスト）使用建築物等を解体・改造・補修する行為（P. 38 参照）
- ・ 焼却施設の解体・撤去等を行う行為（P. 38 参照）
- ・ 建設工事に伴い排水を排出する行為（P. 38 参照）
- ・ 屋外作業に伴い騒音及び振動を発生する行為（P. 38 参照）
- ・ 掘削作業を行う行為（P. 38 参照）
- ・ 小規模揚水施設により地下水を採取する行為（P. 38 参照）
- ・ 一定規模以上の建築物を建築する行為
- ・ 温室効果ガスを排出する行為、電気の調達又は供給する行為 等

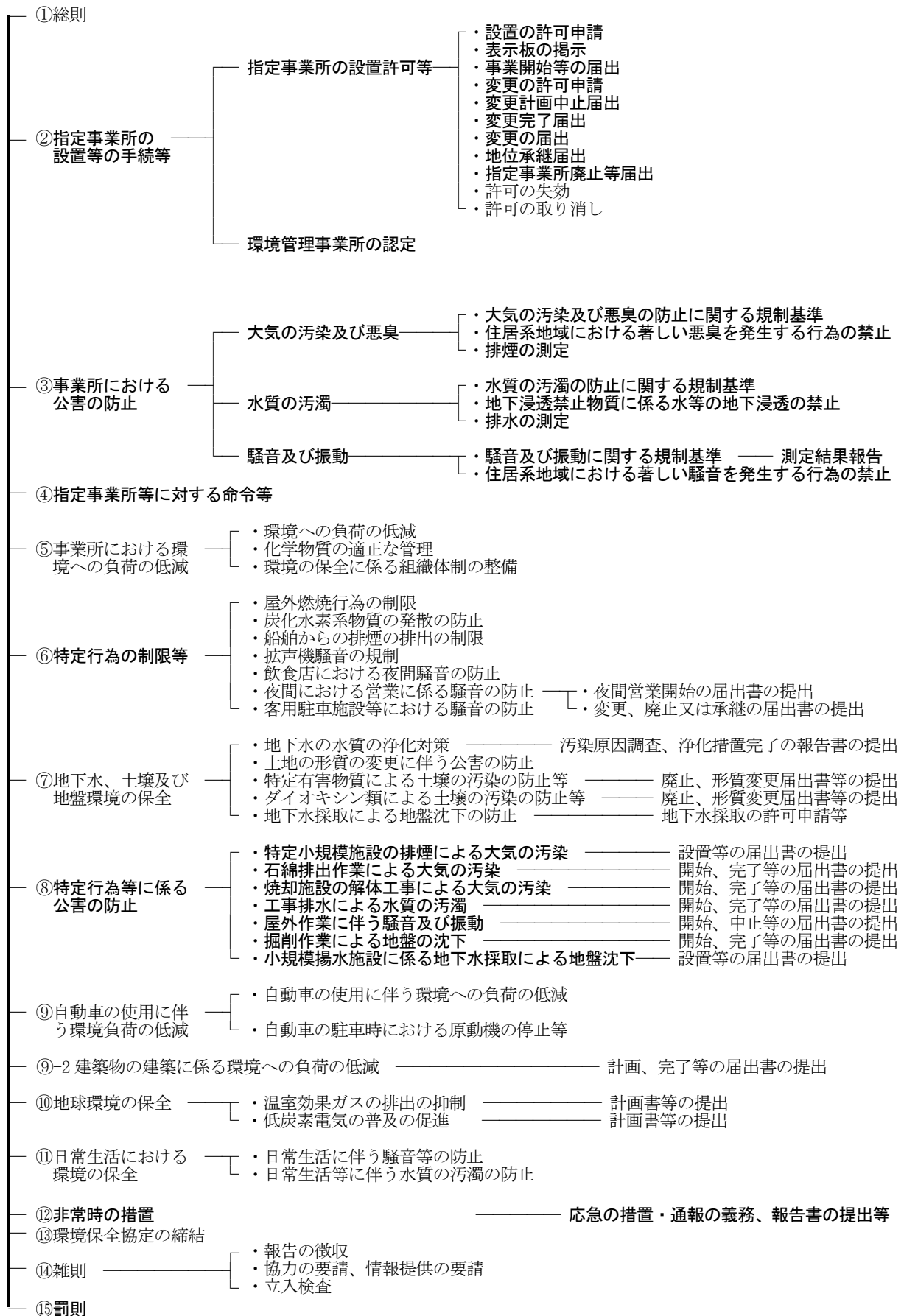
※ 太字の部分は、このしおりに概要を記載しています。また、これら以外にも指針等があります。

(4) 体系図

この条例の体系を図で示すと次頁のようになります。

体系図

太字の部分は、このしおりに概要が記載されています。



2 指定事業所に係る許可及び届出

「指定事業所」とは、排煙、粉じん、悪臭、排水、騒音又は振動を発生することにより公害を生じさせる蓋然性が高いと認められる作業を行う事業所として、横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則（以下「施行規則」という。）別表第1に定める施設（指定施設）（P. 27-P. 37 参照）を配置して、作業（指定作業※）を行う事業所をいいます。

※指定作業には「当該作業の一部のみを行う場合のその作業」又は「当該作業と密接に関連する作業」を含む。

例：「〇〇の製造の作業」：製造工程の一部分のみを分担して行う場合又は中間物の製造、加工等当該作業と密接に関連する作業を行う場合も当該作業を行う場合となる。

(1) 指定事業所に係る許可等の手続（条例第3条、第7条、第8条）

指定事業所に係る許可等の手続について次に記載します。なお、この手続の他、環境法令（大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、下水道法など）の届出等の手続は、別に必要となります。

【許可申請書等の提出】

申請・届出書の種類		申請・届出の事由	届出の時期
指定事業所の設置	1 指定事業所設置許可申請書 【第1、2、3号様式】	指定事業所を設置しようとする場合（条例第3条） （次のような場合等が該当します。）→別表第1（P. 27） ① 操業を目的とした指定事業所の新たな建設 ② 現に設置されている事業所であって、条例の指定事業所の許可を受けていないものを指定事業所として用いようとする場合 ③ 事業所の一部を継承し又は借り受けて、これを指定事業所として用いようとする場合	設置の工事に着手する前に許可を受けする必要があります。 標準処理期間 35日間
	2 指定事業所事業開始等届出書 【第5号様式】	上記「1 指定事業所設置許可申請」に対する許可書が交付された後、設置工事を行い、指定事業所として事業を開始したとき（事業開始、設置工事完了）（条例第7条）	事業開始後、工事完了後から起算して14日以内
既に設置許可を受けた指定事業所における変更	3 指定事業所に係る変更許可申請書 【第6、7、8号様式】	指定事業所に係る変更のうち、公害の防止上重要な変更をしようとする場合（条例第8条） ① 指定作業の追加 ② 指定施設の設置 ③ 指定施設の構造の変更 ④ 指定施設の配置の変更（騒音、振動が増大する場合） ⑤ 指定施設の使用時間の変更（騒音、振動の規制基準のより小さい数値が適用されることとなる場合） ⑥ 指定施設に係る燃料の種類又は使用量の変更 ⑦ 廃棄物焼却炉において焼却する物の種類又は量の変更 ⑧ 炭化水素系物質の貯蔵施設において保管する物質の変更 ⑨ 排煙指定物質、地下浸透禁止物質及び炭化水素系特定物質を含有する原材料等の新たな使用 ⑩ 排水の系統の変更 ⑪ 排水の排出先の変更 ⑫ 指定作業を行う建物の設置、移設、除去又は規模若しくは構造の変更 ⑬ 公害の防止のための装置の設置、構造の変更、使用方法の変更、使用の廃止又は除却 ⑭ 指定事業所の敷地の境界線の変更（騒音、振動が増大する場合） ⑮ 自動車出入口の位置変更（生コンプラント設置事業所のみ）	変更の工事に着手する前に許可を受けする必要があります。 標準処理期間 35日間
	4 指定事業所に係る変更完了届出書 【第9号様式】	上記「3 指定事業所に係る変更許可申請」に対する許可書が交付された後、変更工事を行い、その変更を完了したとき（条例第8条）	変更完了後から起算して14日以内

※ 神奈川県生活環境の保全等に関する条例（平成9年神奈川県条例第35号）の規定によりなされた指定事業所に関する許可は、この条例の相当規定により許可されたものとみなされます。

(2) 申請書の記載上の注意・添付書類

- ① 許可申請書及び届出書は、事業所の実態を知るために提出していただくものです。従って、その記載は事業所の実態をよく知っている方が責任をもって行ってください。申請及び届出についての責任は申請者又は届出者（法人の場合は代表者）にありますので、書類の作成を他人に依頼された場合でも、記載内容をよく確認してください。
- ② 申請者の押印は不要です。
- ③ 文字は丁寧に楷書で記入し、数字は算用数字を用いてください。
- ④ 原則黒インク（黒トナー）を用い、図面等に色鉛筆等を用いる場合のほかは、鉛筆や消せるボールペン等を使用しないでください。
- ⑤ 書類の提出すべき部数は、通常は合計2部です。

正本	副本（事業者控え）	合計
1部	1部	2部

⑥ 主な添付書類一覧

【主な添付書類一覧】※申請内容により異なります。※書類のサイズ：A4（大きい場合は折りたたんでください。）

共通	☐ ① 事業所の位置及び周辺状況を示した図面 ☐ ② 敷地内における建物の配置状況を示した図面 ☐ ③ 建物の図面（平面図、東西南北の立面図）・・・立面図は無ければ写真の代用も可 ☐ ④ 指定施設、公害防止施設、薬品置場等の配置図 ☐ ⑤ 指定施設の構造図（仕様書又はカタログ）・・・無ければ写真での代用も可 ☐ ⑥ 申請内容の概要説明書 ☐ ⑦ 事業内容・作業工程図（原料の入荷から製品になって出荷されるまでの工程をブロックで表した図面で、作業内容、発生する公害の種類、使用する指定施設名を明記） ☐ ⑧ 使用する全薬品リスト（使用量）、商品名の場合は安全データシート（SDS） ☐ ⑨ その他
大気関係	☐ ① 燃料系配管図・・・燃料流量計の位置を明記（施設ごとに設置） ☐ ② 排気系ダクト図（平面図、立面図）・・・測定口の位置、高さ、サイズを明記（施設ごとに設置） ☐ ③ 煙突配置図、構造図等・・・排出口のGLからの高さ、形状、内径を明記 ☐ ④ 排出濃度保証書（窒素酸化物、硫黄酸化物、ばいじん、臭気等に係るメーカーの保証書） ☐ ⑤ 公害防止対策施設機器の仕様書、資料（散水装置、低NOxバーナー、集塵機、脱硫・脱硝・脱臭装置等） ☐ ⑥ 排気風量を示す資料 ☐ ⑦ 塗料の成分表・安全データシート（SDS） ☐ ⑧ その他
水質関係	☐ ① 用排水収支バランス図（公共下水道で合流式の場合は不要） ☐ ② 排水系統図（公共下水道で合流式の場合は不要） ☐ ③ 地下浸透禁止物質を使用する場合・・・不透水性材質の床構造、物質の種類や性状により必要に応じて床面の表面が耐性のある材質で被覆されていること又は施設の下に地下浸透を防止できる材質の受皿等が設置されていることを示す資料及び防液堤、側溝、ためます等の資料（薬品置場、廃液置場も含む） ☐ ④ 公害防止対策施設機器の仕様書、資料（排水処理装置、油水分離槽等） ☐ ⑤ その他
騒音振動	☐ ① 【騒音】発生源での騒音レベルの資料 ☐ ② 【騒音】敷地境界線までの距離を明記した図面（指定施設ごとに直近の敷地境界線までの距離） ☐ ③ 【騒音】かなばかり図、断面図、材質、壁厚等の資料（予測計算で壁等の防音効果を加算した場合） ☐ ④ 【振動】基礎（床）断面図、防振材の資料（指定施設設置場所） ☐ ⑤ 【騒音振動】その他

(3) 許可基準（条例第4条）

指定事業所の設置又は変更の許可申請は、次の基準により審査されます。これらの基準のいずれか一つでも適合していないときは、許可を受けることはできません。なお、申請書が受付されてから許可基準に適合しているか否かの判断がされるまでに要する**標準処理期間**は**35日間**です。ただし、申請書の記載に不備がある場合等はこの限りではありません。

ア 規制基準を遵守できること。（P.10-20 参照）

- ① **大気**の汚染及び**悪臭**の防止に関する規制基準（施行規則第31条）（P.10-18 参照）
- ② **水質**の汚濁の防止に関する規制基準（施行規則第34条）（P.10, 19 参照）
- ③ **騒音及び振動**に関する規制基準（施行規則第38条）（P.10, 20 参照）

イ 次の禁止行為に該当しないこと。

- ① **住居系地域**において著しい**悪臭**、**騒音**を発生する行為の禁止（施行規則第32、39条）
- ② **地下浸透禁止物質**を含む水等の**地下浸透の禁止**（条例第29条）（P.10, 21 参照）

【地下浸透禁止物質】（施行規則第5条の3）

カドミウム、シアン、有機燐、鉛、六価クロム、砒素、水銀、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、ほう素、ふっ素、アンモニア等（亜硝酸、硝酸）、ダイオキシン類、1,4-ジオキサン、塩化ビニルモノマー（以上29種類）及びこれらの化合物

ウ **地下浸透禁止物質**を取り扱う施設に係る**構造が次の基準に合致すること**。（施行規則第36条）（P.10, 21 参照）

- ① **不透水性材質の床面であること**。
- ② 物質の種類や性状により必要に応じて、次のいずれかの措置がとられていること。
 - ・床面に**地下浸透禁止物質の地下浸透を防止できる被覆**がなされていること。
 - ・施設の下に地下浸透を防止できる材質の**受皿等**が設置されていること。
- ③ 取り扱う施設の周囲に、**地下浸透禁止物質の流出を防止する措置**がとられていること。

エ **生コンクリートプラント**を設置する事業所の場合は、自動車の出入口が2車線以上の道路で、歩道と車道との区別があり、かつ、舗装がなされているものに接し、自動車の出入口が道路に接する部分の状況が当該出入口の接する道路の交通に支障を及ぼさないものであること。（施行規則第10条）

(4) 変更、承継、廃止等の手続（条例第10条～第12条）

指定事業所の設置の許可を受けた事業者等は、法人の名称・所在地・代表者の氏名に変更があったとき（次ページ①）、事業所の名称・所在地・業種に変更があったとき（次ページ②～③）、指定事業所における施設等の変更を行ったとき（次ページ④～⑨）、指定事業所を承継又は廃止等したとき等は、届出をしなければなりません。

土壌汚染に関して特定有害物質使用等事業所である事業所を廃止等したときは、特定有害物質使用等事業所廃止等届出書（細則第7号様式の2）を提出しなければなりません。

詳細は、みどり環境局水・土壌環境課土壌対策担当（045-671-2494）までお問い合わせください。

【変更、承継、廃止等の届出の概要】

届出書の種類	届出の事由	届出の時期
指定事業所に係る 変更届出書 【第13号様式】	① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者氏名の変更 ② 指定事業所の名称及び所在地の変更 ③ 指定事業所の業種の変更 ④ 指定作業の一部の廃止 ⑤ 指定施設の使用の廃止又は除却 ⑥ 指定施設の構造の変更（指定施設に該当しなくなったときに限る。） ⑦ 排水の排出先の変更（公共下水道であって、終末処理場を設置している水路への変更に限る。） ⑧ 指定事業所の敷地の境界線の変更（変更許可申請に該当しない場合に限る。（P.3 参照）） ⑨ 不飽和ポリエステル樹脂の塗布の作業の方法の変更	変更の日から起算して 30 日以内
指定事業所に係る地位承継届出書【第14号様式】	指定事業所の全部を譲り受け、又は借り受けたときあるいは相続、合併又は分割があったとき	承継があった日から起算して 30 日以内
指定事業所廃止等届出書【第15号様式】	指定事業所を廃止したとき	廃止の日から起算して 30 日以内

(5) 表示板の掲示（条例第6条、施行規則第11条）

指定事業所の許可を受けたときは、その指定事業所を設置しようとする場所の公衆の見やすいところに、次に掲げる表示板を掲示しなければなりません。その指定事業所が設置された後においても同じです。

(表示板)
第4号様式

幅 45cm×高 35cm
以上

横浜市生活環境の保全等に関する条例指定事業所	
名 称	甲乙産業株式会社 横浜工場
所 在 地	横浜市中区〇〇町〇〇番地
許可年月日及び許可番号	平成〇年〇月〇日 第 00000 号
担 当 部 課 等	〇〇部〇〇課
電 話 番 号	045-000-0000 (内線) 000

※1 表示板を掲示しなければならない指定事業所は、全ての指定事業所（条例別表の 61 の項に掲げる作業を行う指定施設（ボイラー、冷暖房施設）のみを設置するものを除く。）です。

2 表示板は、耐久性をもつよう作成してください。

3 「許可年月日及び許可番号」の欄は、「指定事業所設置許可申請書」を提出したことにより許可を得た指定事業所にあつては、「指定事業所設置許可書」の右上欄に記載された「年月日」と4桁又は5桁の「指令番号」を記載してください。また、「指定事業所現況届出書」又は「指定工場既設届出書」を届出したことにより許可を得たものとみなされた指定事業所にあつては、「許可年月日及び許可番号」は「届出年月日」とし当該届出をした年月日を記載し、「許可番号」は記載しないか、受付番号を記載してください。

3 指定事業所の設置及び変更に係る申請・届出一覧

指定事業所にあつては、その設置あるいは変更に関して申請や届出が必要になります。こうした申請・届出を一覧表にして次に示しましたので参考にしてください（P.7-P.9）。なお、一覧表に掲げた申請あるいは届出は、指定事業所の設置又は変更に直接関連するものであり、これら以外にもその状況に応じて申請あるいは届出が必要となる場合がありますので注意してください（「付録1 その他の届出・指導基準等について」（P.38）等を参考にしてください。）。

指定事業所に係る申請・届出一覧表（１）（環境管理事業所についてはP.25 も参照）

申請書等の種類 内容項目	指定事業所 設置許可申請書	指定事業所事業 開始等届出書	指定事業所に係る 変更許可申請書	
様式番号	第1,2,3号様式 細則第1号様式	第5号様式	第6,7,8号様式 細則第1号様式	
条例根拠条項	第3条第2項	第7条	第8条第1項	
施行規則根拠条項	第7条、第8条	第12条	第13条第1項	第13条第2項
申請・届出の事由	施行規則別表第1に掲げる施設を用い作業を行う事業所を設置しようとするとき ① 操業を目的とした指定事業所の新たな建設 ② 現に設置されている事業所であって、条例の指定事業所の許可を受けていないものを指定事業所として用いようとする場合 ③ 事業所の一部を継承し又は借り受けて、これを指定事業所として用いようとする場合	指定事業所の許可を受け事業を開始（設置工事が完了）したとき ① 事業を開始したとき（一部の指定施設を使用して事業を開始した場合を含む。） ② ①のかっこ内の場合にあつては、全ての指定施設の設置の工事が完了したとき	1 指定作業の追加 2 指定施設の設置 3 指定施設の構造の変更 4 指定施設の配置の変更（騒音振動） 5 指定施設の使用時間の変更（騒音振動） 6 指定施設に係る燃料の種類又は使用量の変更 7 廃棄物焼却炉において焼却する物の種類又は量の変更 8 炭化水素系物質の貯蔵施設において保管する物質の変更 9 排煙指定物質、地下浸透禁止物質及び炭化水素系特定物質を含有する原材料等の新たな使用 10 排水の系統の変更 11 排水の排出先の変更 12 指定作業を行う建物の設置、移設、除去又は規模若しくは構造の変更 13 公害の防止のための装置の設置、構造の変更、使用方法の変更、使用の廃止又は除却 14 指定事業所の敷地の境界線の変更（騒音振動） 15 自動車出入口の位置変更（生コンプラント設置事業所のみ）	環境管理事業所のみ 1 廃棄物焼却炉^{※1}において焼却する物の種類又は量の変更 2 自動車出入口の位置変更^{※2} 3 指定作業^{※1※2}の追加 4 指定施設^{※1※2}の設置 5 指定施設^{※1}の構造の変更 6 指定施設^{※1}に係る燃料の種類又は使用量の変更 7 公害の防止のための装置^{※1}の設置、構造の変更、使用方法の変更、使用の廃止又は除却 ※1：規則別表第1の51の項に掲げる廃棄物焼却炉に係るものに限る。 ※2：規則第6条に規定する生コンクリートプラントを設置する指定事業所に限る。
申請・届出の期限	設置する前 [※]	事業開始（設置工事完了）日から起算して14日以内	変更する前 [※]	
備考	届出事項省略の特例あり		環境管理事業所には適用なし	環境管理事業所のみ適用
罰則	第159条第1号 2年以下の懲役又は100万円以下の罰金	第163条第1号 10万円以下の罰金	第161条第1号 6月以下の懲役又は30万円以下の罰金	

※ 許可を受けるまでは設置又は変更することはできません（工事に着手することもできません）。許可に要する期間については「2(3)許可基準」（P.4）を参考にしてください。

指定事業所に係る申請・届出一覧表（２）（環境管理事業所についてはP. 25 も参照）

届出書等の種類 内容項目	指定事業所に係る 変更完了届出書	指定事業所に 係る変更計画 中止届出書	指定事業所に 係る変更届出書	
様式番号	第9号様式	第10号様式	第13号様式(1～9)	第13号様式(1～3) 第13、7、8号様式(4～11)
条 例 根 拠 条 項	第8条第2項	第8条第3項	第10条	
施行規則 根 拠 条 項	第14条	第15条	第18条第1項	第18条第2項
申請・届出 の 事 由	変更許可を 受けた後、その 変更が完了し たとき	変更許可を受 けた後、その変 更を中止したと き		環境管理事業所のみ
			1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者氏名の変更 2 指定事業所の名称及び所在地の変更 3 指定事業所の業種の変更 4 指定作業の一部の廃止 5 指定施設の使用の廃止又は除却 6 指定施設の構造の変更（指定施設に該当しなくなったときに限る。） 7 排水の排出先の変更（公共下水道であって、終末処理場を設置している水路への変更に限る。） 8 指定事業所の敷地の境界線の変更 9 不飽和ポリエステル樹脂の塗布の作業の方法の変更	4 指定作業の追加 5 指定施設の設置 6 指定施設の構造の変更 7 指定施設に係る燃料の種類又は使用量の変更 8 排煙指定物質、地下浸透禁止物質及び炭化水素系特定物質を含有する原材料等の新たな使用 9 公害の防止のための装置の設置、構造の変更、使用方法の変更、使用の廃止又は除却 10 排水の系統の変更 11 指定事業所の敷地の境界線の変更
申請・届出 の 期 限	変更完了後から起算して14日以内	中止した日から起算して30日以内	変更の日から起算して30日以内	
備 考			環境管理事業所には適用なし	環境管理事業所のみ適用
罰 則	第163条第1号 10万円以下の罰金	第163条第1号 10万円以下の罰金	第163条第1号 10万円以下の罰金	

指定事業所に係る申請・届出一覧表（３）

届出書等の種類 内容項目	指定事業所に係る地位承継届出書	指定事業所廃止等届出書	指定事業所現況届出書	環境管理事業所認定申請書	環境管理事業所に係る変更届出書
様式番号	第 14 号様式	第 15 号様式	第 16 号様式	第 17 号様式	第 18 号様式
条 例 根 拠 条 項	第 11 条第 3 項	第 12 条	第 15 条第 2 項	第 18 条第 2 項	第 21 条第 1 項
施行規則 根 拠 条 項	第 20 条	第 21 条	第 22 条	第 27 条	第 30 条
申請・届出の事由	指定事業所の全部を譲り受け、又は借り受けたときあるいは相続、合併又は分割があつたとき	指定事業所を廃止したとき	条例又は施行規則の改正により一の事業所が指定事業所となったとき	認定を受けるとき	1 指定事業所の環境管理・監査の体制の変更 2 指定事業所の環境の保全に関する方針の変更 3 指定作業及び指定作業を行うために事業所に設置される施設の概要の変更 4 登録をした環境マネジメントシステム審査登録機関の名称、登録番号、登録の有効期限及び登録の範囲の変更等施行規則第 26 条に掲げる事項の変更
申請・届出の期限	承継があつた日から起算して 30 日以内	廃止の日から起算して 30 日以内	指定事業所となった日から 3 ヶ月以内		変更の日から起算して 30 日以内
備 考					
罰 則	第 163 条第 1 号 10 万円以下の罰金	第 163 条第 1 号 10 万円以下の罰金			

4 規制基準等について

条例の規制基準は、指定事業所を設置する事業者はもとより、すべての事業者が遵守しなければなりません。規制基準は、事業所の規模や施設の規模等により異なりますのでご注意ください。

以下に条例第3章の大気の汚染及び悪臭の防止、水質の汚濁の防止、騒音及び振動の防止に係る規制基準等の概要を記載しましたので参考にしてください。

※印の項目は、「規制基準の概要」(P. 11 - P. 21) も参照してください。

(1) 大気の汚染及び悪臭の防止

- ① 排煙に関する規制基準※（施行規則第31条第1項～第7項）
- ② 粉じんに関する規制基準※（施行規則第31条第8項）
- ③ 悪臭に関する規制基準※（施行規則第31条第9項）
- ④ 住居系地域において著しい悪臭を発生する行為の禁止（施行規則第32条）

(2) 水質の汚濁の防止

- ① 排水指定物質の規制基準※（施行規則第34条）
- ② COD、BOD、SS等の規制基準※（施行規則第34条）
- ③ 地下浸透禁止物質を製造等する作業に係る水等の地下浸透の禁止（条例第29条第1項）
- ④ 地下浸透禁止物質を取り扱う施設に係る構造基準※（施行規則第36条）

(3) 騒音及び振動の防止

- ① 騒音・振動の防止に関する規制基準※（施行規則第38条）
- ② 住居系地域において著しい騒音を発生する行為の禁止（施行規則第39条）

【別表一覧】（大気の汚染及び悪臭の防止・水質の汚濁の防止・騒音及び振動の防止等に係るもの）

	規制基準等の項目	施行規則別表等
指定作業・指定施設	指定作業（69種類）及び指定施設一覧	施行規則 別表第1（P. 27）
大気の汚染及び悪臭の防止 (施行規則第31条)	排煙に関する規制基準	
	硫黄酸化物の許容限度	施行規則 別表第2（P. 11）
	窒素酸化物の許容限度	施行規則 別表第3（P. 11）
	炭化水素系物質の許容限度・設備基準等	施行規則 別表第4（P. 12）
	ばいじんの許容限度・設備基準	施行規則 別表第5（P. 13）
	排煙指定物質の許容限度・排出の方法	施行規則 別表第6（P. 13）
	ダイオキシン類の許容限度	施行規則 別表第7（P. 14）
	粒子状物質（ばいじん、窒素酸化物、硫黄酸化物、塩化水素）の許容限度	施行規則 別表第8（P. 14）
	粉じんに関する規制基準	施行規則 別表第9（P. 17）
	悪臭に関する規制基準・評価方法	施行規則 別表第10（P. 18） └ 悪臭に関する評価方法
水質の汚濁の防止 (施行規則第34条)	公共用水域に排出される排水の規制基準(1)	施行規則 別表第11（P. 19）
	公共用水域に排出される排水の規制基準(2)	施行規則 別表第12（P. 19）
騒音及び振動の防止 (施行規則第38条)	騒音の許容限度	施行規則 別表第13（P. 20）
	振動の許容限度	施行規則 別表第14（P. 20）
地下浸透禁止物質を製造等する作業に係る水等の地下浸透の禁止 (条例第29条)	地下浸透禁止物質を取り扱う施設の構造基準	施行規則第36条（P. 21）
指針 (条例第39条)	大気、悪臭、水質、騒音及び振動等	環境への負荷の低減に関する指針

※ このほかにも規制基準・指針・指導基準がありますので、詳細については担当課で確認してください（「1 (3) 規制等の対象となる主な行為等」(P. 1) も参考にしてください）。

(4) 規制基準の概要（大気の汚染及び悪臭の防止・水質の汚濁の防止・騒音及び振動の防止）

①【別表の概要】

別 表	項 目	概 要																																								
別表第 1	指定作業・指定施設一覧	別表第 1 に定める施設（指定施設）を配置して、指定作業を行う場合は、事前に許可が必要です。 →「指定作業及び指定施設一覧表」（P. 27 - P. 37）参照																																								
別表第 2	硫 黄 酸 化 物 の許容限度	排煙発生施設を設置している指定事業所において排出する硫黄酸化物の量の許容限度（抜粋） → ばい煙発生施設については別表第 8 「粒子状物質の許容限度」（P. 14）も確認 <table><tr><th>区分※</th><th>0. 5kL/h 未満</th><th>0. 5kL/h 以上 1. 0kL/h 未満</th><th>1. 0kL/h 以上 2. 0kL/h 未満</th><th>2. 0kL/h 以上</th></tr><tr><td>二酸化硫黄の量</td><td>1 0 g</td><td>8 g</td><td rowspan="2">6 g</td><td rowspan="2">4 g</td></tr><tr><td>（排煙発生施設において使用される燃料 1kg の燃焼に伴い発生し排出口から大気中に排出される量）</td><td colspan="2">鶴見区、神奈川区、西区及び中区の区域内に設置している指定事業所にあつては、6 g</td></tr></table> ※事業所に設置されているすべての排煙発生施設を定格能力で運転する場合の重油換算燃料使用量の合計	区分※	0. 5kL/h 未満	0. 5kL/h 以上 1. 0kL/h 未満	1. 0kL/h 以上 2. 0kL/h 未満	2. 0kL/h 以上	二酸化硫黄の量	1 0 g	8 g	6 g	4 g	（排煙発生施設において使用される燃料 1kg の燃焼に伴い発生し排出口から大気中に排出される量）	鶴見区、神奈川区、西区及び中区の区域内に設置している指定事業所にあつては、6 g																												
区分※	0. 5kL/h 未満	0. 5kL/h 以上 1. 0kL/h 未満	1. 0kL/h 以上 2. 0kL/h 未満	2. 0kL/h 以上																																						
二酸化硫黄の量	1 0 g	8 g	6 g	4 g																																						
（排煙発生施設において使用される燃料 1kg の燃焼に伴い発生し排出口から大気中に排出される量）	鶴見区、神奈川区、西区及び中区の区域内に設置している指定事業所にあつては、6 g																																									
別表第 3	窒 素 酸 化 物 の許容限度	ボイラー、ガスタービン、ディーゼルエンジン、ガスエンジン（指定施設）から排出される窒素酸化物の量の許容限度（抜粋） → ばい煙発生施設については別表第 8 「粒子状物質の許容限度」（P. 14）も確認 窒素酸化物の量の許容限度 $Q_i = \frac{C_i}{10^6} \times V$ V：施設ごとに定められた酸素濃度に換算した乾き排出ガス量（m³_N/h） 1 ボイラー (1) ガスを専焼させるもの <table><tr><th rowspan="2">燃料の燃焼能力 （重油換算 L／h）</th><th colspan="3">C i</th></tr><tr><th>昭和 52 年 8 月 1 日前に設置された施設（同日前から設置の工事がされているものを含む。）</th><th>昭和 52 年 8 月 1 日以後平成 9 年 4 月 1 日前に設置された施設（同日前から設置の工事がされているものを含む。）</th><th>平成 9 年 4 月 1 日以後に設置された施設（小型ボイラ含む）</th></tr><tr><td>2, 000 未満</td><td>1 2 5</td><td>1 0 5</td><td>6 0</td></tr><tr><td>2, 000 以上 10, 000 未満</td><td colspan="2">1 0 5</td><td>5 0</td></tr><tr><td>10, 000 以上 25, 000 未満</td><td colspan="2">8 0</td><td>4 5</td></tr><tr><td>25, 000 以上</td><td colspan="2">8 0</td><td>2 0</td></tr></table> (2) ガスを専焼させるもの以外のもの <table><tr><th rowspan="2">燃料の燃焼能力 （重油換算 L／h）</th><th colspan="2">C i</th></tr><tr><th>平成 9 年 4 月 1 日前に設置された施設（同日前から設置の工事がされているものを含む。）</th><th>平成 9 年 4 月 1 日以後に設置された施設（小型ボイラ含む）</th></tr><tr><td>2, 000 未満</td><td>1 5 0</td><td>8 0</td></tr><tr><td>2, 000 以上 10, 000 未満</td><td>1 5 0</td><td>5 6</td></tr><tr><td>10, 000 以上 25, 000 未満</td><td>1 3 6</td><td>4 5</td></tr><tr><td>25, 000 以上</td><td>1 2 4</td><td>2 5</td></tr></table>	燃料の燃焼能力 （重油換算 L／h）	C i			昭和 52 年 8 月 1 日前に設置された施設（同日前から設置の工事がされているものを含む。）	昭和 52 年 8 月 1 日以後平成 9 年 4 月 1 日前に設置された施設（同日前から設置の工事がされているものを含む。）	平成 9 年 4 月 1 日以後に設置された施設（小型ボイラ含む）	2, 000 未満	1 2 5	1 0 5	6 0	2, 000 以上 10, 000 未満	1 0 5		5 0	10, 000 以上 25, 000 未満	8 0		4 5	25, 000 以上	8 0		2 0	燃料の燃焼能力 （重油換算 L／h）	C i		平成 9 年 4 月 1 日前に設置された施設（同日前から設置の工事がされているものを含む。）	平成 9 年 4 月 1 日以後に設置された施設（小型ボイラ含む）	2, 000 未満	1 5 0	8 0	2, 000 以上 10, 000 未満	1 5 0	5 6	10, 000 以上 25, 000 未満	1 3 6	4 5	25, 000 以上	1 2 4	2 5
燃料の燃焼能力 （重油換算 L／h）	C i																																									
	昭和 52 年 8 月 1 日前に設置された施設（同日前から設置の工事がされているものを含む。）	昭和 52 年 8 月 1 日以後平成 9 年 4 月 1 日前に設置された施設（同日前から設置の工事がされているものを含む。）	平成 9 年 4 月 1 日以後に設置された施設（小型ボイラ含む）																																							
2, 000 未満	1 2 5	1 0 5	6 0																																							
2, 000 以上 10, 000 未満	1 0 5		5 0																																							
10, 000 以上 25, 000 未満	8 0		4 5																																							
25, 000 以上	8 0		2 0																																							
燃料の燃焼能力 （重油換算 L／h）	C i																																									
	平成 9 年 4 月 1 日前に設置された施設（同日前から設置の工事がされているものを含む。）	平成 9 年 4 月 1 日以後に設置された施設（小型ボイラ含む）																																								
2, 000 未満	1 5 0	8 0																																								
2, 000 以上 10, 000 未満	1 5 0	5 6																																								
10, 000 以上 25, 000 未満	1 3 6	4 5																																								
25, 000 以上	1 2 4	2 5																																								

別 表	項 目	概 要																																																			
別表第 3	窒 素 酸 化 物 の 許 容 限 度	2 ガスタービン、ディーゼルエンジン及びガスエンジン																																																			
		施設の種類	施設の規模	C i			平成元年 2 月 2 日以後平成 4 年 4 月 1 日前に設置された施設(同日前から設置の工事がされているものを含む。)	平成 4 年 4 月 1 日以後平成 7 年 10 月 1 日前に設置された施設(同日前から設置の工事がされているものを含む。)	平成 7 年 10 月 1 日以後に設置された施設	ガスタービンのうちガスを専焼させるもの	定格出力 2,000kW 未満のもの	5 0	3 5	3 5	定格出力 2,000kW 以上 100,000kW 未満のもの	3 5	2 5	2 0	定格出力 100,000kW 以上 150,000kW 未満のもの	3 5	2 5	1 5	定格出力 150,000kW 以上のもの	3 5	2 5	1 0	ガスタービンのうちガスを専焼させるものの以外のもの	定格出力 2,000kW 未満のもの	6 0	3 5	3 5	定格出力 2,000kW 以上 100,000kW 未満のもの	5 0	2 5	2 0	定格出力 100,000kW 以上 150,000kW 未満のもの	5 0	2 5	1 5	定格出力 150,000kW 以上のもの	5 0	2 5	1 0	ディーゼルエンジン		1 9 0	1 1 0	1 1 0	ガスエンジン		3 0 0	2 0 0	2 0 0
				施設の種類	施設の規模	C i																																															
		平成元年 2 月 2 日以後平成 4 年 4 月 1 日前に設置された施設(同日前から設置の工事がされているものを含む。)	平成 4 年 4 月 1 日以後平成 7 年 10 月 1 日前に設置された施設(同日前から設置の工事がされているものを含む。)			平成 7 年 10 月 1 日以後に設置された施設																																															
		ガスタービンのうちガスを専焼させるもの	定格出力 2,000kW 未満のもの	5 0	3 5	3 5																																															
			定格出力 2,000kW 以上 100,000kW 未満のもの	3 5	2 5	2 0																																															
			定格出力 100,000kW 以上 150,000kW 未満のもの	3 5	2 5	1 5																																															
			定格出力 150,000kW 以上のもの	3 5	2 5	1 0																																															
		ガスタービンのうちガスを専焼させるものの以外のもの	定格出力 2,000kW 未満のもの	6 0	3 5	3 5																																															
			定格出力 2,000kW 以上 100,000kW 未満のもの	5 0	2 5	2 0																																															
定格出力 100,000kW 以上 150,000kW 未満のもの	5 0		2 5	1 5																																																	
定格出力 150,000kW 以上のもの	5 0		2 5	1 0																																																	
ディーゼルエンジン		1 9 0	1 1 0	1 1 0																																																	
ガスエンジン		3 0 0	2 0 0	2 0 0																																																	
別表第 4	炭 化 水 素 系 物 質 の 許 容 限 度 ・ 設 備 基 準 等	事業所において発生する炭化水素系物質に係る規制基準（抜粋）																																																			
		① 別表第 1 の 68 の項に掲げる貯蔵施設、出荷施設、給油施設に備えるべき設備の基準																																																			
		施 設	施設に備えるべき設備の基準	貯蔵施設	貯蔵施設の屋根の構造を浮屋根式とするか、又はこれと同等以上の炭化水素系物質の排出防止効果を有する装置を設置すること。	出荷施設	炭化水素系物質の排出口における濃度が 8 容量％以下である排出防止装置又は炭化水素系物質の除去率が温度 20℃において 80％以上である排出防止装置を設置すること。	給油施設	通気管において蒸気返還方式接続設備を設けること、凝縮式処理設備若しくは吸着式処理設備を設けること又はこれらと同等以上の効果を有する設備を設けること。																																												
		施 設	施設に備えるべき設備の基準																																																		
		貯蔵施設	貯蔵施設の屋根の構造を浮屋根式とするか、又はこれと同等以上の炭化水素系物質の排出防止効果を有する装置を設置すること。																																																		
		出荷施設	炭化水素系物質の排出口における濃度が 8 容量％以下である排出防止装置又は炭化水素系物質の除去率が温度 20℃において 80％以上である排出防止装置を設置すること。																																																		
		給油施設	通気管において蒸気返還方式接続設備を設けること、凝縮式処理設備若しくは吸着式処理設備を設けること又はこれらと同等以上の効果を有する設備を設けること。																																																		
		② 炭化水素系特定物質の濃度の基準（別表第 1 の 68 の項に掲げる施設以外の指定施設）																																																			
		炭化水素系特定物質の種類	排出することができる炭化水素系特定物質の濃度	ベンゼン	1 0 ppm	トルエン	1 0 0 ppm	キシレン	1 5 0 ppm	トリクロロエチレン	5 0 ppm	テトラクロロエチレン	5 0 ppm	ジクロロメタン	5 0 ppm	ホルムアルデヒド	5 ppm	フェノール	5 ppm																																		
		炭化水素系特定物質の種類	排出することができる炭化水素系特定物質の濃度																																																		
		ベンゼン	1 0 ppm																																																		
		トルエン	1 0 0 ppm																																																		
		キシレン	1 5 0 ppm																																																		
		トリクロロエチレン	5 0 ppm																																																		
		テトラクロロエチレン	5 0 ppm																																																		
ジクロロメタン	5 0 ppm																																																				
ホルムアルデヒド	5 ppm																																																				
フェノール	5 ppm																																																				
備考 1 この規制基準の数値は、希釈しない状態において測定する場合のものである。																																																					
③ 排出の方法（別表第 1 の 68 の項に掲げる施設以外の指定施設）																																																					
炭化水素系物質の排出に当たっては、次のいずれかの対策を講ずるものとする。																																																					
ア 炭化水素系特定物質に係る排煙は、付近に被害が生じないように、ダクト等により導き、一定の位置及び高さの排出口から排出すること。																																																					
イ 炭化水素系物質に係る排煙の排出に当たっては、炭化水素系物質の含有率が 20 重量％以下の塗料、インキ、脱脂剤、洗浄剤等の低公害の原材料の使用、取扱量の削減等の対策を講じ、排出量を低減すること。																																																					
ウ 低公害の原材料の使用、取扱量の削減等の対策が困難な場合は、塗料、インキ、脱脂剤、洗浄剤等から発生する炭化水素系物質に係る排出防止装置の設置その他の方法を用いて排出量を低減すること。																																																					

別 表	項 目	概 要																																			
別表第 5	ばいじんの 許容限度・設 備基準	事業所において排出するばいじんの量及び濃度の許容限度並びに廃棄物焼却炉及び 廃棄物焼却炉に係る排出ガス処理施設並びに廃棄物焼却炉以外の施設の設備基準（詳細 は省略） → ばい煙発生施設については別表第 8「粒子状物質の許容限度」（P. 14）も確認 ① 廃棄物焼却炉に係る基準（詳細は省略） （1）排出量規制基準 （2）設備基準 （3）排出ガス処理施設の設備基準 ② 廃棄物焼却炉以外の施設に係る濃度規制基準（抜粋 詳細は省略） <table><tr><th rowspan="2">番 号</th><th rowspan="2">施設の種類</th><th rowspan="2">施設の規模</th><th colspan="3">排出することができるば いじんの濃度(単位 g／m³_N)</th></tr><tr><th>一般甲</th><th>一般乙</th><th>特別</th></tr><tr><td rowspan="2">1</td><td rowspan="2">条例別表の 1 の 項に掲げる作業 に係る加熱炉</td><td>排出ガス量が 40, 000m³ 以上</td><td>0. 10</td><td>0. 10</td><td>0. 05</td></tr><tr><td>排出ガス量が 40, 000m³ 未満</td><td>0. 15</td><td>0. 10</td><td>0. 08</td></tr><tr><td colspan="6">：</td></tr><tr><td>74</td><td>条例別表の 66 の項 に掲げる作業に係る ガソリンエンジン</td><td></td><td>0. 05</td><td>0. 05</td><td>0. 04</td></tr></table> ③ 廃棄物焼却炉以外の施設に係る排出ガス処理施設の設備基準（詳細は省略）	番 号	施設の種類	施設の規模	排出することができるば いじんの濃度(単位 g／m ³ _N)			一般甲	一般乙	特別	1	条例別表の 1 の 項に掲げる作業 に係る加熱炉	排出ガス量が 40, 000m ³ 以上	0. 10	0. 10	0. 05	排出ガス量が 40, 000m ³ 未満	0. 15	0. 10	0. 08	：						74	条例別表の 66 の項 に掲げる作業に係る ガソリンエンジン		0. 05	0. 05	0. 04				
番 号	施設の種類	施設の規模				排出することができるば いじんの濃度(単位 g／m ³ _N)																															
			一般甲	一般乙	特別																																
1	条例別表の 1 の 項に掲げる作業 に係る加熱炉	排出ガス量が 40, 000m ³ 以上	0. 10	0. 10	0. 05																																
		排出ガス量が 40, 000m ³ 未満	0. 15	0. 10	0. 08																																
：																																					
74	条例別表の 66 の項 に掲げる作業に係る ガソリンエンジン		0. 05	0. 05	0. 04																																
別表第 6	排 煙 指 定 物 質 の 許 容 限 度 ・ 排 出 の 方 法	事業所において排出する排煙指定物質の濃度及び量の許容限度並びに排出の方法（抜粋） ① 排煙指定物質の濃度の許容限度 <table><tr><th colspan="2">物質の種類</th><th>排出することができる物質の濃度</th></tr><tr><td colspan="2">カドミウム及びその化合物</td><td>カドミウムとして 0. 5 mg／m³_N</td></tr><tr><td colspan="2">塩素</td><td>1 ppm (3. 1 7 mg／m³_N)</td></tr><tr><td colspan="2">塩化水素</td><td>8 mg／m³_N (5 ppm)</td></tr><tr><td colspan="2">ふっ素、弗化水素及び弗化珪素</td><td>ふっ素として 2. 5 mg／m³_N</td></tr><tr><td colspan="2">鉛及びその化合物</td><td>鉛として 1 0 mg／m³_N</td></tr><tr><td colspan="2">アンモニア</td><td>5 0 ppm</td></tr><tr><td colspan="2">シアン化合物</td><td>1 0 ppm 又はシアンとして 1 1. 6 mg／m³_N</td></tr><tr><td rowspan="2">窒素酸化物</td><td>二酸化窒素</td><td>1 0 0 ppm</td></tr><tr><td>全窒素酸化物</td><td>2 0 0 ppm</td></tr><tr><td colspan="2">二酸化硫黄</td><td>5 ppm</td></tr><tr><td colspan="2">硫化水素</td><td>1 0 ppm</td></tr></table> 備考 1 この規制基準の数値は、希釈しない状態において測定する場合のものである。 2 この規制基準は、条例第 2 条第 12 号アに定める硫酸酸化物及び同号イに定める窒 素酸化物については、適用しない。 3 この規制基準は、廃棄物焼却炉から排出される排出ガス中の塩化水素については、 適用しない。 以下省略 ② 廃棄物焼却炉から排出される排出ガス中の塩化水素の量の許容限度（詳細は省略） → ばい煙発生施設については別表第 8「粒子状物質の許容限度」（P. 14）も確認 ③ 排出の方法 （1）排煙指定物質に係る排煙は、付近に被害が生じないようにダクト等により導 き、一定の位置及び高さの排出口から排出すること。 （2）排煙指定物質のうち、廃棄物焼却炉（連続式のものと及びプラスチック類を含む ものを焼却する設備に限る。）から排出される排出ガス中の塩化水素は、塩化水 素除去装置による処理を行った後に排出すること。また、排出ガス中の塩化水素 濃度を連続的に測定し、及びその結果を記録すること。	物質の種類		排出することができる物質の濃度	カドミウム及びその化合物		カドミウムとして 0. 5 mg／m ³ _N	塩素		1 ppm (3. 1 7 mg／m ³ _N)	塩化水素		8 mg／m ³ _N (5 ppm)	ふっ素、弗化水素及び弗化珪素		ふっ素として 2. 5 mg／m ³ _N	鉛及びその化合物		鉛として 1 0 mg／m ³ _N	アンモニア		5 0 ppm	シアン化合物		1 0 ppm 又はシアンとして 1 1. 6 mg／m ³ _N	窒素酸化物	二酸化窒素	1 0 0 ppm	全窒素酸化物	2 0 0 ppm	二酸化硫黄		5 ppm	硫化水素		1 0 ppm
物質の種類		排出することができる物質の濃度																																			
カドミウム及びその化合物		カドミウムとして 0. 5 mg／m ³ _N																																			
塩素		1 ppm (3. 1 7 mg／m ³ _N)																																			
塩化水素		8 mg／m ³ _N (5 ppm)																																			
ふっ素、弗化水素及び弗化珪素		ふっ素として 2. 5 mg／m ³ _N																																			
鉛及びその化合物		鉛として 1 0 mg／m ³ _N																																			
アンモニア		5 0 ppm																																			
シアン化合物		1 0 ppm 又はシアンとして 1 1. 6 mg／m ³ _N																																			
窒素酸化物	二酸化窒素	1 0 0 ppm																																			
	全窒素酸化物	2 0 0 ppm																																			
二酸化硫黄		5 ppm																																			
硫化水素		1 0 ppm																																			

別 表	項 目	概 要				
別表第 7	ダイオキシン類の許容限度	事業所において排出するダイオキシン類の濃度の許容限度（抜粋）				
		番 号	施設の種類	施設の規模	許容限度 (単位 ng-TEQ/ｍ ³ _N)	
					平成 12 年 1 月 15 日以前に設置されたもの(同日前から設置の工事がされているものを含む。)	平成 12 年 1 月 15 日以後に設置されたもの
		1	焼結鋳（鉄鉄の製造の用に供するものに限る。）の製造の用に供する焼結炉	原料の処理能力が 1 時間当たり 1 t 以上のもの	1	0.1
		2	製鋼の用に供する電気炉（鋳鋼又は鍛鋼の製造の用に供するものを除く。）	変圧器の定格容量が 1,000kVA 以上のもの	5	0.5
		3	亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鋳炉、溶解炉及び乾燥炉	原料の処理能力が 1 時間当たり 0.5 t 以上のもの	10	1
		4	アルミニウム合金の製造（原料としてアルミニウムくず（当該アルミニウム合金の製造を行う工場内のアルミニウムの圧延工程において生じたものを除く。）を使用するものに限る。）の用に供する焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉	焙焼炉及び乾燥炉にあつては原料の処理能力が 1 時間当たり 0.5 t 以上のもの、溶解炉にあつては容量が 1 t 以上のもの	5	1
5	廃棄物焼却炉	火床面積（廃棄物の焼却施設に 2 以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあつては、それらの火床面積の合計）が 0.5㎡ 以上又は焼却能力（廃棄物の焼却施設に 2 以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあつては、それらの焼却能力の合計）が 1 時間当たり 50kg 以上のもの	焼却能力が 4,000kg/h 以上のもの（焼却能力が 4,000kg/h 未満で乾き排出ガス量が 36,000m ³ /h（O ₂ =12%換算）以上のものを含む。）	1	0.1	
			焼却能力が 2,000kg/h 以上 4,000kg/h 未満のもの（乾き排出ガス量が 36,000m ³ /h（O ₂ =12%換算）以上のものを除き、焼却能力が 2,000kg/h 未満で乾き排出ガス量が 19,500m ³ /h（O ₂ =12%換算）以上のものを含む。）	5	1	
			焼却能力が 2,000kg/h 未満のもの（乾き排出ガス量が 19,500m ³ /h（O ₂ =12%換算）以上のものを除く。）	10	5	
別表第 8	粒子状物質の許容限度	指定事業所において排出する粒子状物質（ばいじん並びに窒素酸化物、硫黄酸化物及び塩化水素から生成される粒子状の物質）の量の許容限度（抜粋）				
		1 粒子状物質の排出基準				
		Q_{PM}=Q_D+0.114Q_N+0.213Q_S+0.915Q_H（単位 kg/h） Q_{PM}: 指定事業所に設置されているばい煙発生施設(休止中の施設、非常用の施設及び電気のみを熱源とする施設を除く。)が最大能力で使用される場合に排出することができる粒子状物質の量 Q_D: ばいじんの量（単位 kg/h） Q_N: 窒素酸化物の量（単位 kg/h） Q_S: 硫黄酸化物の量（単位 kg/h） Q_H: 塩化水素の量（単位 kg/h）				

別 表	項 目	概 要																																																																																																															
別表第 8	粒子状物質 の許容限度	① ばいじんの量 (単位 kg/h) $Q_D=Q_{D1}+Q_{D2}$ (詳細は省略) $Q_{D1}=0.363W_{D1}^{0.865}$ (W_{D1} : 1 kL/h 以上) $Q_{D1}=0.363W_{D1}$ (W_{D1} : 1 kL/h 未満) W_{D1} : 事業所に設置されている廃棄物焼却炉以外の ばい煙発生施設 (平成 15 年 4 月 1 日以後に設置されたもの又は燃料種類を変更したものに限る。気体燃料(都市ガス、液化天然ガス、液化石油ガス等をいう。)又は 1 号灯油を専焼させる施設を除く。)で使用される燃料の重油換算燃焼能力(単位 kL/h)の合計をいう。この場合において、ボイラー(流動接触分解装置のうち触媒再生塔に附属するものを除く。)、ガスタービン、ガスエンジン及びディーゼルエンジンにあっては、当該施設で使用する燃料の重油換算燃焼能力に 0.4 の係数を乗じるものとする。 $Q_{D2}=0.3 W_{D2}^{0.865}$ W_{D2} : 事業所に設置されている廃棄物焼却炉 (平成 15 年 4 月 1 日以後に設置された連続式で焼却能力が 2t/h 以上のものに限る。) の焼却能力 (単位 t/h) の合計をいう。																																																																																																															
		② 窒素酸化物の量 (単位 kg/h) $Q_N=Q_{N1}+Q_{N2}$ (詳細は省略) $Q_{N1}=1.06 W_{N1}^{0.865} \times F_N$ (W_{N1} : 1 kL/h 以上の場合) $F_N: 2.054$ $Q_{N1}=1.06 W_{N1} \times F_N$ (W_{N1} : 1 kL/h 未満の場合) $F_N: 2.054$ W_{N1} : 事業所に設置されている廃棄物焼却炉以外の ばい煙発生施設 (小型ボイラーのうち昭和 63 年 3 月 1 日前に設置されたものを除く。)で使用される燃料の重油換算燃焼能力(単位 kL/h)に、次の表に掲げる施設の種類、規模等及び設置時期ごとの係数を乗じたものの合計をいう。(kL/h) ※ 窒素酸化物濃度参考値は、 W_{N1} が 1 kL 未満である事業所に設置する都市ガス 13A を燃料とした施設から排出される排出ガス中の窒素酸化物濃度の参考値です。																																																																																																															
		<table><tr><th>番号</th><th>施設の種類</th><th>施設の規模等</th><th>施設の設置時期</th><th>係数</th><th>窒素酸化物濃度参考値※</th></tr><tr><td rowspan="6">1</td><td rowspan="6">ボイラー</td><td rowspan="3">小型ボイラー以外のボイラー</td><td>平成 7 年 9 月 1 日以後</td><td>0.49</td><td>45ppm (O₂=5%)</td></tr><tr><td>昭和 52 年 8 月 1 日以後 平成 7 年 9 月 1 日前</td><td>0.75</td><td>69ppm (O₂=5%)</td></tr><tr><td>昭和 52 年 8 月 1 日前</td><td>1.0</td><td>93ppm (O₂=5%)</td></tr><tr><td rowspan="3">小型ボイラー(伝熱面積 10m²未満で重油換算燃焼能力が 50 L/h 以上のもの)</td><td>平成 7 年 9 月 1 日以後</td><td>0.49</td><td>45ppm (O₂=5%)</td></tr><tr><td>昭和 63 年 3 月 1 日以後 平成 7 年 9 月 1 日前</td><td>1.0</td><td>93ppm (O₂=5%)</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="12">2</td><td rowspan="12">ガスタービン</td><td rowspan="6">定格出力が 2,000kW 以上のもの</td><td>平成 15 年 4 月 1 日以後</td><td>0.25</td><td>7ppm (O₂=16%)</td></tr><tr><td>平成 7 年 9 月 1 日以後 平成 15 年 4 月 1 日前</td><td>0.49</td><td>14ppm (O₂=16%)</td></tr><tr><td>平成 4 年 4 月 1 日以後 平成 7 年 9 月 1 日前</td><td>0.84</td><td>24ppm (O₂=16%)</td></tr><tr><td>昭和 63 年 3 月 1 日以後 平成 4 年 4 月 1 日前</td><td>1.6</td><td>47ppm (O₂=16%)</td></tr><tr><td>昭和 63 年 3 月 1 日前</td><td>2.0</td><td>59ppm (O₂=16%)</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="6">定格出力が 2,000kW 未満のもの</td><td>平成 7 年 9 月 1 日以後</td><td>0.8</td><td>23ppm (O₂=16%)</td></tr><tr><td>平成 4 年 4 月 1 日以後 平成 7 年 9 月 1 日前</td><td>1.18</td><td>34ppm (O₂=16%)</td></tr><tr><td>昭和 63 年 3 月 1 日以後 平成 4 年 4 月 1 日前</td><td>1.6</td><td>47ppm (O₂=16%)</td></tr><tr><td>昭和 63 年 3 月 1 日前</td><td>2.0</td><td>59ppm (O₂=16%)</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="8">3</td><td rowspan="8">ガスエンジン 及び ガソリン エンジン</td><td rowspan="4">定格出力が 2,000kW 以上のもの</td><td>平成 15 年 4 月 1 日以後</td><td>0.25</td><td>29ppm (O₂=0%)</td></tr><tr><td>平成 7 年 9 月 1 日以後 平成 15 年 4 月 1 日前</td><td>0.49</td><td>58ppm (O₂=0%)</td></tr><tr><td>平成 3 年 5 月 1 日以後 平成 7 年 9 月 1 日前</td><td>1.6</td><td>197ppm (O₂=0%)</td></tr><tr><td>平成 3 年 5 月 1 日前</td><td>2.4</td><td>297ppm (O₂=0%)</td></tr><tr><td rowspan="4">定格出力が 2,000kW 未満のもの</td><td>平成 7 年 9 月 1 日以後</td><td>1.2</td><td>147ppm (O₂=0%)</td></tr><tr><td>平成 3 年 5 月 1 日以後 平成 7 年 9 月 1 日前</td><td>1.6</td><td>197ppm (O₂=0%)</td></tr><tr><td>平成 3 年 5 月 1 日前</td><td>2.4</td><td>297ppm (O₂=0%)</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="4">4</td><td rowspan="4">ディーゼル エンジン</td><td rowspan="4">定格出力が 2,000kW 以上のもの</td><td>平成 15 年 4 月 1 日以後</td><td>0.25</td><td></td></tr><tr><td>平成 7 年 9 月 1 日以後 平成 15 年 4 月 1 日前</td><td>1.2</td><td></td></tr><tr><td>平成 3 年 5 月 1 日以後 平成 7 年 9 月 1 日前</td><td>2.4</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>	番号	施設の種類	施設の規模等	施設の設置時期	係数	窒素酸化物濃度参考値※	1	ボイラー	小型ボイラー以外のボイラー	平成 7 年 9 月 1 日以後	0.49	45ppm (O ₂ =5%)	昭和 52 年 8 月 1 日以後 平成 7 年 9 月 1 日前	0.75	69ppm (O ₂ =5%)	昭和 52 年 8 月 1 日前	1.0	93ppm (O ₂ =5%)	小型ボイラー(伝熱面積 10m ² 未満で重油換算燃焼能力が 50 L/h 以上のもの)	平成 7 年 9 月 1 日以後	0.49	45ppm (O ₂ =5%)	昭和 63 年 3 月 1 日以後 平成 7 年 9 月 1 日前	1.0	93ppm (O ₂ =5%)				2	ガスタービン	定格出力が 2,000kW 以上のもの	平成 15 年 4 月 1 日以後	0.25	7ppm (O ₂ =16%)	平成 7 年 9 月 1 日以後 平成 15 年 4 月 1 日前	0.49	14ppm (O ₂ =16%)	平成 4 年 4 月 1 日以後 平成 7 年 9 月 1 日前	0.84	24ppm (O ₂ =16%)	昭和 63 年 3 月 1 日以後 平成 4 年 4 月 1 日前	1.6	47ppm (O ₂ =16%)	昭和 63 年 3 月 1 日前	2.0	59ppm (O ₂ =16%)				定格出力が 2,000kW 未満のもの	平成 7 年 9 月 1 日以後	0.8	23ppm (O ₂ =16%)	平成 4 年 4 月 1 日以後 平成 7 年 9 月 1 日前	1.18	34ppm (O ₂ =16%)	昭和 63 年 3 月 1 日以後 平成 4 年 4 月 1 日前	1.6	47ppm (O ₂ =16%)	昭和 63 年 3 月 1 日前	2.0	59ppm (O ₂ =16%)							3	ガスエンジン 及び ガソリン エンジン	定格出力が 2,000kW 以上のもの	平成 15 年 4 月 1 日以後	0.25	29ppm (O ₂ =0%)	平成 7 年 9 月 1 日以後 平成 15 年 4 月 1 日前	0.49	58ppm (O ₂ =0%)	平成 3 年 5 月 1 日以後 平成 7 年 9 月 1 日前	1.6	197ppm (O ₂ =0%)	平成 3 年 5 月 1 日前	2.4	297ppm (O ₂ =0%)	定格出力が 2,000kW 未満のもの	平成 7 年 9 月 1 日以後	1.2	147ppm (O ₂ =0%)	平成 3 年 5 月 1 日以後 平成 7 年 9 月 1 日前	1.6	197ppm (O ₂ =0%)	平成 3 年 5 月 1 日前	2.4	297ppm (O ₂ =0%)				4	ディーゼル エンジン	定格出力が 2,000kW 以上のもの	平成 15 年 4 月 1 日以後	0.25		平成 7 年 9 月 1 日以後 平成 15 年 4 月 1 日前	1.2		平成 3 年 5 月 1 日以後 平成 7 年 9 月 1 日前	2.4				
		番号	施設の種類	施設の規模等	施設の設置時期	係数	窒素酸化物濃度参考値※																																																																																																										
		1	ボイラー	小型ボイラー以外のボイラー	平成 7 年 9 月 1 日以後	0.49	45ppm (O ₂ =5%)																																																																																																										
					昭和 52 年 8 月 1 日以後 平成 7 年 9 月 1 日前	0.75	69ppm (O ₂ =5%)																																																																																																										
					昭和 52 年 8 月 1 日前	1.0	93ppm (O ₂ =5%)																																																																																																										
				小型ボイラー(伝熱面積 10m ² 未満で重油換算燃焼能力が 50 L/h 以上のもの)	平成 7 年 9 月 1 日以後	0.49	45ppm (O ₂ =5%)																																																																																																										
					昭和 63 年 3 月 1 日以後 平成 7 年 9 月 1 日前	1.0	93ppm (O ₂ =5%)																																																																																																										
2	ガスタービン	定格出力が 2,000kW 以上のもの	平成 15 年 4 月 1 日以後	0.25	7ppm (O ₂ =16%)																																																																																																												
			平成 7 年 9 月 1 日以後 平成 15 年 4 月 1 日前	0.49	14ppm (O ₂ =16%)																																																																																																												
			平成 4 年 4 月 1 日以後 平成 7 年 9 月 1 日前	0.84	24ppm (O ₂ =16%)																																																																																																												
			昭和 63 年 3 月 1 日以後 平成 4 年 4 月 1 日前	1.6	47ppm (O ₂ =16%)																																																																																																												
			昭和 63 年 3 月 1 日前	2.0	59ppm (O ₂ =16%)																																																																																																												
		定格出力が 2,000kW 未満のもの	平成 7 年 9 月 1 日以後	0.8	23ppm (O ₂ =16%)																																																																																																												
			平成 4 年 4 月 1 日以後 平成 7 年 9 月 1 日前	1.18	34ppm (O ₂ =16%)																																																																																																												
			昭和 63 年 3 月 1 日以後 平成 4 年 4 月 1 日前	1.6	47ppm (O ₂ =16%)																																																																																																												
			昭和 63 年 3 月 1 日前	2.0	59ppm (O ₂ =16%)																																																																																																												
3	ガスエンジン 及び ガソリン エンジン	定格出力が 2,000kW 以上のもの	平成 15 年 4 月 1 日以後	0.25	29ppm (O ₂ =0%)																																																																																																												
			平成 7 年 9 月 1 日以後 平成 15 年 4 月 1 日前	0.49	58ppm (O ₂ =0%)																																																																																																												
			平成 3 年 5 月 1 日以後 平成 7 年 9 月 1 日前	1.6	197ppm (O ₂ =0%)																																																																																																												
			平成 3 年 5 月 1 日前	2.4	297ppm (O ₂ =0%)																																																																																																												
		定格出力が 2,000kW 未満のもの	平成 7 年 9 月 1 日以後	1.2	147ppm (O ₂ =0%)																																																																																																												
			平成 3 年 5 月 1 日以後 平成 7 年 9 月 1 日前	1.6	197ppm (O ₂ =0%)																																																																																																												
			平成 3 年 5 月 1 日前	2.4	297ppm (O ₂ =0%)																																																																																																												
4	ディーゼル エンジン	定格出力が 2,000kW 以上のもの	平成 15 年 4 月 1 日以後	0.25																																																																																																													
			平成 7 年 9 月 1 日以後 平成 15 年 4 月 1 日前	1.2																																																																																																													
			平成 3 年 5 月 1 日以後 平成 7 年 9 月 1 日前	2.4																																																																																																													

別表

項目

概要

別表第8

粒子状物質の許容限度

4	ディーゼルエンジン	定格出力が 2,000kW 未満のもの	平成 7 年 9 月 1 日以後	1.2	
			平成 3 年 5 月 1 日以後 平成 7 年 9 月 1 日前	2.4	
5	アルミナ か 焼 炉		平成 7 年 9 月 1 日以後	1.5	
			平成 7 年 9 月 1 日前	5.0	
6	金属加熱炉	間接加熱方式以外のもの	昭和 52 年 8 月 1 日以後	1.0	
		間接加熱方式のもの		1.75	
			昭和 52 年 8 月 1 日前	1.75	
7	ガ ラ ス 溶 融 炉		平成 7 年 9 月 1 日以後	4.0	
			平成 7 年 9 月 1 日前	9.0	
8	乾 燥 炉	骨材乾燥炉以外のもの	平成 15 年 4 月 1 日以後	1.0	
			平成 15 年 4 月 1 日前	1.0	
		骨材乾燥炉	平成 15 年 4 月 1 日以後	0.84	
			平成 15 年 4 月 1 日前	1.0	
9	直 火 炉	食料品製造用以外のもの	平成 15 年 4 月 1 日以後	0.49	
			平成 15 年 4 月 1 日前	1.0	
		食料品製造用のもの	平成 15 年 4 月 1 日以後	1.0	
			平成 15 年 4 月 1 日前	1.0	
10	1 ～ 9 以 外の施設		平成 15 年 4 月 1 日以後	0.49	
			平成 15 年 4 月 1 日前	1.0	

$$Q_{N2}=1.06\ W_{N2}^{0.865}\times F_N$$

$$F_N:2.054$$

$$W_{N2}$$

事業所に設置されている廃棄物焼却炉（連続式で焼却能力が 2t/h 以上のものに限る。）において 1 時間当たりに焼却される廃棄物の量を重油の量に換算し、次の表に掲げる施設の設置時期ごとの係数を乗じた量（単位 kl/h）の合計をいう。

施設の設置時期	係数
平成 7 年 9 月 1 日以後	0.86
昭和 63 年 3 月 1 日以後平成 7 年 9 月 1 日前	1.0
昭和 63 年 3 月 1 日前	1.85

③ 硫黄酸化物の量(単位 kg/h)

$$Q_S=Q_{S1}+Q_{S2}$$
（詳細は省略）

$$Q_{S1}=7\ W_{S1}\times F_S$$

$$F_S:2.857$$

$$W_{S1}$$

事業所に設置されている廃棄物焼却炉以外の**ばい煙発生施設**（平成 15 年 4 月 1 日以後に設置されたもの又は燃料種類を変更したものに限る。気体燃料（都市ガス、液化天然ガス、液化石油ガス等をいう。）又は 1 号灯油を専焼させる施設を除く。）で使用される燃料の重油換算燃焼能力(単位 kl/h)に、次の表に掲げる施設の種類ごとの係数を乗じたものの合計をいう。

番号	施設の種類	係数
1	ガスタービン	0.008
2	ガスエンジン	0.008
3	ディーゼルエンジン	0.008
4	金属加熱炉	0.032
5	石油加熱炉	0.032
6	ガラス熔融炉	0.032
7	流動接触分解装置のうち触媒再生塔及び当該施設に附属するボイラー	0.048
8	1 ～ 7 以外の施設	0.024

$$Q_{S2}=7\ W_{S2}\times F_S$$

$$F_S:2.857$$
（詳細は省略）

$$W_{S2}$$

事業所に設置されている廃棄物焼却炉（平成 15 年 4 月 1 日以後に設置された連続式で焼却能力 2t/h 以上のものに限る。）の焼却能力（単位 t/h）に、次の表に掲げる施設の規模ごとの係数を乗じたものの合計をいう。

施設の規模	係数
焼却能力が 4 t/h 以上のもの	0.08
焼却能力が 4 t/h 未満のもの	0.12

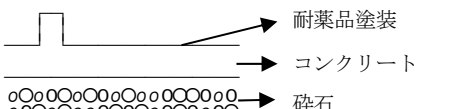
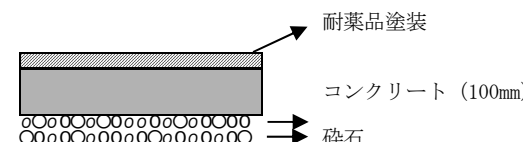
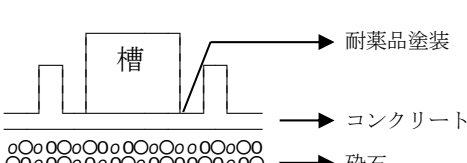
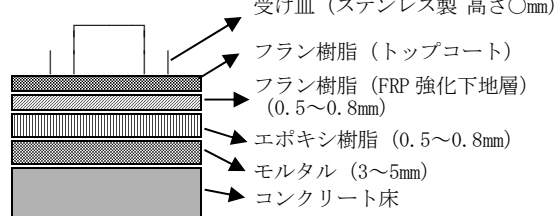
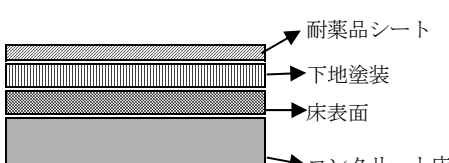
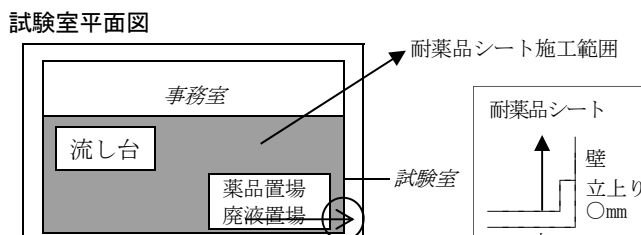
別 表	項 目	概 要																																			
別表第 8	粒子状物質の許容限度	④ 塩化水素の量(単位 kg/h) (詳細は省略) $Q_H=0.5 W_H^{0.865}$ W_H : 事業所に設置されている廃棄物焼却炉 (平成 9 年 4 月 1 日以後平成 15 年 4 月 1 日前に設置された連続式で焼却能力 4t/h 以上のもの及び平成 15 年 4 月 1 日以後に設置された連続式で焼却能力 2t/h 以上のものに限る。) の焼却能力 (単位 t/h) の合計をいう。 ※ 1 重油以外の燃料の重油の量への換算方法 <table><tr><td>液体燃料</td><td>1 L が重油 1 L に相当するものとする。</td></tr><tr><td>石 炭</td><td>1 kg が重油 0.66 L に相当するものとする</td></tr><tr><td>気体燃料</td><td>重油換算燃焼能力 (L/h) = 換算係数 × 気体燃料の燃焼能力 (m³_N/h) 換算係数 = 気体燃料の総発熱量 (kJ/m³_N) ÷ 重油の発熱量 (kJ/L)</td></tr></table> ※ 2 廃棄物焼却炉で焼却される廃棄物の量の重油の量への換算 <table><tr><td>廃棄物の種類</td><td>廃棄物の量</td><td>重油の量</td></tr><tr><td>一般廃棄物</td><td>1 kg</td><td>0.55 L</td></tr><tr><td>産業廃棄物</td><td>総発熱量 8,790.705kJ に相当する量</td><td>0.55 L</td></tr></table> ※ 3 各種燃料の乾き排出ガス係数・総発熱量 <table><tr><td>燃料種類</td><td>残存酸素濃度 0%における乾き排出ガス係数 (Gd₀)</td><td colspan="2">総発熱量 (1kcal=4.18605kJ)</td></tr><tr><td>都市ガス</td><td>9.62 m³_N/m³_N</td><td>10,750 kcal/m³_N</td><td>45,000 kJ/m³_N</td></tr><tr><td>プロパンガス</td><td>21.81 m³_N/m³_N</td><td>24,320 kcal/m³_N</td><td>101,805 kJ/m³_N</td></tr><tr><td>白灯油</td><td>8.5 m³_N/L</td><td></td><td></td></tr><tr><td>重油</td><td>9.0 m³_N/L</td><td>9,450 kcal/L</td><td>39,558.1725 kJ/L</td></tr></table> ※ 4 乾き排出ガス量の算出方法 $Gd \text{ (m³_N/h)} = \text{燃料の燃焼能力 (L/h, m³_N/h, kg/h)} \times \frac{21}{21 - O_n} \times Gd_0$ O_n : 標準酸素濃度 (ボイラー (ガス専焼) : 5、ガスタービン : 16 など) ※ 5 Wの算出方法 (窒素酸化物に係るW_{N1}の例) ① 気体燃料 $W_{N1} \text{ (kL/h)} = \text{燃料の燃焼能力 (m³_N/h)} \times \frac{\text{燃料の総発熱量 (kcal/m³_N)}}{9,450 \text{ (kcal/L)}} \times 10^{-3} \times \text{係数}$ ② 液体燃料 $W_{N1} \text{ (kL/h)} = \text{燃料の燃焼能力 (L/h)} \times 10^{-3} \times \text{係数}$	液体燃料	1 L が重油 1 L に相当するものとする。	石 炭	1 kg が重油 0.66 L に相当するものとする	気体燃料	重油換算燃焼能力 (L/h) = 換算係数 × 気体燃料の燃焼能力 (m³_N/h) 換算係数 = 気体燃料の総発熱量 (kJ/m³_N) ÷ 重油の発熱量 (kJ/L)	廃棄物の種類	廃棄物の量	重油の量	一般廃棄物	1 kg	0.55 L	産業廃棄物	総発熱量 8,790.705kJ に相当する量	0.55 L	燃料種類	残存酸素濃度 0%における乾き排出ガス係数 (Gd₀)	総発熱量 (1kcal=4.18605kJ)		都市ガス	9.62 m³_N/m³_N	10,750 kcal/m³_N	45,000 kJ/m³_N	プロパンガス	21.81 m³_N/m³_N	24,320 kcal/m³_N	101,805 kJ/m³_N	白灯油	8.5 m³_N/L			重油	9.0 m³_N/L	9,450 kcal/L	39,558.1725 kJ/L
		液体燃料	1 L が重油 1 L に相当するものとする。																																		
石 炭	1 kg が重油 0.66 L に相当するものとする																																				
気体燃料	重油換算燃焼能力 (L/h) = 換算係数 × 気体燃料の燃焼能力 (m³_N/h) 換算係数 = 気体燃料の総発熱量 (kJ/m³_N) ÷ 重油の発熱量 (kJ/L)																																				
廃棄物の種類	廃棄物の量	重油の量																																			
一般廃棄物	1 kg	0.55 L																																			
産業廃棄物	総発熱量 8,790.705kJ に相当する量	0.55 L																																			
燃料種類	残存酸素濃度 0%における乾き排出ガス係数 (Gd₀)	総発熱量 (1kcal=4.18605kJ)																																			
都市ガス	9.62 m³_N/m³_N	10,750 kcal/m³_N	45,000 kJ/m³_N																																		
プロパンガス	21.81 m³_N/m³_N	24,320 kcal/m³_N	101,805 kJ/m³_N																																		
白灯油	8.5 m³_N/L																																				
重油	9.0 m³_N/L	9,450 kcal/L	39,558.1725 kJ/L																																		
別表第 9	粉じんに関する規制基準	事業所において排出する粉じんに関する規制基準は、次に掲げる措置のうちいずれかの措置を 1 又は 2 以上講ずることによるものとする。 <table><tr><td>1</td><td>粉じんを発生する作業は、粉じんが飛散しにくい構造の建物内で行うこと。</td></tr><tr><td>2</td><td>粉じんを発生する作業は、粉じんが飛散しないように集じん設備を設置すること。</td></tr><tr><td>3</td><td>粉じんを発生する作業は、粉じんが飛散しないように散水設備を設けて散水を行うこと。</td></tr><tr><td>4</td><td>粉じんを発生する作業は、粉じんが飛散しないように防じんカバー等で覆うこと。</td></tr><tr><td>5</td><td>1 から 4 までに掲げる措置と同等以上の効果を有する措置を講ずること。</td></tr></table>	1	粉じんを発生する作業は、粉じんが飛散しにくい構造の建物内で行うこと。	2	粉じんを発生する作業は、粉じんが飛散しないように集じん設備を設置すること。	3	粉じんを発生する作業は、粉じんが飛散しないように散水設備を設けて散水を行うこと。	4	粉じんを発生する作業は、粉じんが飛散しないように防じんカバー等で覆うこと。	5	1 から 4 までに掲げる措置と同等以上の効果を有する措置を講ずること。																									
1	粉じんを発生する作業は、粉じんが飛散しにくい構造の建物内で行うこと。																																				
2	粉じんを発生する作業は、粉じんが飛散しないように集じん設備を設置すること。																																				
3	粉じんを発生する作業は、粉じんが飛散しないように散水設備を設けて散水を行うこと。																																				
4	粉じんを発生する作業は、粉じんが飛散しないように防じんカバー等で覆うこと。																																				
5	1 から 4 までに掲げる措置と同等以上の効果を有する措置を講ずること。																																				

別 表	項 目	概 要																																																													
別表第 10	悪 臭 に 関 す る 規 制 基 準 ・ 評 価 方 法	事業所において排出する 悪臭 に関する規制基準は、次に掲げる措置を講ずることによるものとする。																																																													
		1 事業所は、悪臭の漏れにくい構造の建物とすること。																																																													
		2 悪臭を著しく発生する作業は、外部に悪臭の漏れることのないように吸着設備、洗浄設備、燃焼設備その他の脱臭設備を設置すること。																																																													
		3 悪臭を発生する作業は、屋外において行わないこと。ただし、周囲の状況等から支障がないと認められる場合は、この限りでない。																																																													
		4 悪臭を発生する作業は、事業所の敷地のうち、可能な限り周辺に影響を及ぼさない位置を選んで行うこと。																																																													
		5 悪臭を発生する原材料、製品等は、悪臭の漏れにくい容器に収納し、カバーで覆う等の措置を講ずるとともに建物内に保管すること。																																																													
		備考 事業者がこれらの規制基準を遵守しているか否かを判定するために必要な悪臭の発生に関する評価方法は、みどり環境局長が定める。																																																													
		悪臭に関する評価方法（抜粋）																																																													
		臭気指数 $X = A + B + C + D + E$																																																													
		<table><tr><th colspan="4"></th><th>臭気排出口</th><th>敷地境界線</th></tr><tr><th>A 値</th><th colspan="3">基準の基礎となる数値</th><th>2 0</th><th>1 0</th></tr><tr><td rowspan="3">B 値</td><td rowspan="3">事 業 所 立 地 地 域</td><td>甲 地 域</td><td>第一種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>乙 地 域</td><td>近隣商業地域 商業地域 準工業地域 市街化調整区域</td><td>3</td><td>3</td></tr><tr><td>丙 地 域</td><td>工業地域 工業専用地域</td><td>5</td><td>5</td></tr><tr><td rowspan="4">C 値</td><td rowspan="4">排 出 口 の 高 さ</td><td colspan="2">8 m未満</td><td>0</td><td rowspan="4"></td></tr><tr><td colspan="2">8 m以上 1 5 m未満</td><td>2</td></tr><tr><td colspan="2">1 5 m以上 2 5 m未満</td><td>5</td></tr><tr><td colspan="2">2 5 m以上</td><td>1 0</td></tr><tr><td rowspan="3">D 値</td><td rowspan="3">排出風量</td><td colspan="2">5 0 m³_N/分未満</td><td>5</td><td rowspan="3"></td></tr><tr><td colspan="2">5 0 m³_N/分以上 2 0 0 m³_N/分未満</td><td>3</td></tr><tr><td colspan="2">2 0 0 m³_N/分以上</td><td>0</td></tr><tr><td rowspan="2">E 値</td><td rowspan="2">臭 気 質</td><td colspan="2">一般に不快には感じないと認めるにおい</td><td></td><td>2</td></tr><tr><td colspan="2">その他</td><td></td><td>0</td></tr></table>					臭気排出口	敷地境界線	A 値	基準の基礎となる数値			2 0	1 0	B 値	事 業 所 立 地 地 域	甲 地 域	第一種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	0	0	乙 地 域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 市街化調整区域	3	3	丙 地 域	工業地域 工業専用地域	5	5	C 値	排 出 口 の 高 さ	8 m未満		0		8 m以上 1 5 m未満		2	1 5 m以上 2 5 m未満		5	2 5 m以上		1 0	D 値	排出風量	5 0 m ³ _N /分未満		5		5 0 m ³ _N /分以上 2 0 0 m ³ _N /分未満		3	2 0 0 m ³ _N /分以上		0	E 値	臭 気 質	一般に不快には感じないと認めるにおい			2	その他	
				臭気排出口	敷地境界線																																																										
A 値	基準の基礎となる数値			2 0	1 0																																																										
B 値	事 業 所 立 地 地 域	甲 地 域	第一種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	0	0																																																										
		乙 地 域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 市街化調整区域	3	3																																																										
		丙 地 域	工業地域 工業専用地域	5	5																																																										
C 値	排 出 口 の 高 さ	8 m未満		0																																																											
		8 m以上 1 5 m未満		2																																																											
		1 5 m以上 2 5 m未満		5																																																											
		2 5 m以上		1 0																																																											
D 値	排出風量	5 0 m ³ _N /分未満		5																																																											
		5 0 m ³ _N /分以上 2 0 0 m ³ _N /分未満		3																																																											
		2 0 0 m ³ _N /分以上		0																																																											
E 値	臭 気 質	一般に不快には感じないと認めるにおい			2																																																										
		その他			0																																																										
		備考 1 測定方法は、悪臭防止法施行規則第 1 条に基づく臭気指数及び臭気排出強度の算定方法（平成 7 年 9 月 13 日環境庁告示第 63 号）のとおりとする。 2 臭気排出口における基準は、排出口ごとに与える。 3 乙、丙地域に立地する事業所であって、それが甲地域に接する場合の B 値は、敷地境界線についてのみ、それぞれ甲、乙地域の数値とする。 4 甲地域に立地する事業所であって、それが主要な道路の沿線地域あるいは丙地域に接する場合の B 値は、乙地域の数値とする。 5 E 値は、乙地域の敷地境界線にのみ適用する。 6 臭気指数は、人の「におい」についての感覚量の変化に直接対応するもので、これは臭気濃度の対数値を 10 倍にしたものである。 X=10 log(臭気濃度)																																																													

別 表	項 目	概 要																																																																																																																		
別表第 11	排水（排水指定物質）の許容限度	事業所の排水の排水指定物質に係る許容限度（抜粋）（単位 mg/L、ダイオキシン類 pg-TEQ/L）																																																																																																																		
		<table><tr><th>物質の種類</th><th>許 容 限 度（）内は新設以外</th></tr><tr><td>カドミウム及びその化合物</td><td>カドミウムとして0.03</td></tr><tr><td>シアン化合物</td><td>シアンとして1</td></tr><tr><td>有機燐^リ化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。）</td><td>0.2</td></tr><tr><td>鉛及びその化合物</td><td>鉛として0.1</td></tr><tr><td>六価クロム化合物</td><td>六価クロムとして0.5</td></tr><tr><td>砒^ビ素及びその化合物</td><td>砒^ビ素として0.1</td></tr><tr><td>水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物</td><td>水銀として0.005</td></tr><tr><td>アルキル水銀化合物</td><td>検出されないこと。</td></tr><tr><td>ポリ塩化ビフェニル</td><td>0.003</td></tr><tr><td>トリクロロエチレン</td><td>0.1</td></tr><tr><td>テトラクロロエチレン</td><td>0.1</td></tr><tr><td>ジクロロメタン</td><td>0.2</td></tr><tr><td>四塩化炭素</td><td>0.02</td></tr><tr><td>1,2-ジクロロエタン</td><td>0.04</td></tr><tr><td>1,1-ジクロロエチレン</td><td>1</td></tr><tr><td>シス-1,2-ジクロロエチレン</td><td>0.4</td></tr><tr><td>1,1,1-トリクロロエタン</td><td>3</td></tr><tr><td>1,1,2-トリクロロエタン</td><td>0.06</td></tr><tr><td>1,3-ジクロロプロペン</td><td>0.02</td></tr><tr><td>チウラム</td><td>0.06</td></tr><tr><td>シマジン</td><td>0.03</td></tr><tr><td>チオベンカルブ</td><td>0.2</td></tr><tr><td>ベンゼン</td><td>0.1</td></tr><tr><td>セレン及びその化合物</td><td>セレンとして0.1</td></tr><tr><td rowspan="2">ほう素及びその化合物</td><td>海域以外の公共用水域に排出される場合にあっては、ほう素として10</td></tr><tr><td>海域に排出される場合にあっては、ほう素として230</td></tr><tr><td rowspan="2">ふっ素及びその化合物</td><td>海域以外の公共用水域に排出される場合にあっては、ふっ素として8</td></tr><tr><td>海域に排出される場合にあっては、ふっ素として15</td></tr><tr><td>アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物</td><td>アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量として100</td></tr><tr><td>ダイオキシン類</td><td>10</td></tr><tr><td>フェノール類</td><td>フェノールとして0.5</td></tr><tr><td>銅及びその化合物</td><td>銅として1(3)</td></tr><tr><td>亜鉛及びその化合物</td><td>亜鉛として1(2)</td></tr><tr><td>鉄及びその化合物（溶解性のものに限る。）</td><td>鉄として3(10)</td></tr><tr><td>マンガン及びその化合物（溶解性のものに限る。）</td><td>マンガンとして1</td></tr><tr><td>ニッケル及びその化合物</td><td>ニッケルとして1</td></tr><tr><td>クロム及びその化合物</td><td>クロムとして2</td></tr><tr><td>1,4-ジオキサン</td><td>0.5</td></tr><tr><td colspan="2">備考 省略</td></tr><tr><td rowspan="13">別表第 12</td><td rowspan="13">排水（水の汚染状態を示す項目）の許容限度</td><td>事業所の排水の水の汚染状態を示す項目に係る許容限度（抜粋）</td></tr><tr><td><table><tr><th colspan="2">項 目</th><th>許 容 限 度</th></tr><tr><td colspan="2">生物化学的酸素要求量(BOD)</td><td>25 mg／L（新設の場合）※業種等による</td></tr><tr><td colspan="2">化学的酸素要求量(COD)</td><td>25 mg／L（新設の場合）※業種等による</td></tr><tr><td colspan="2">浮遊物質質量(SS)</td><td>70 mg／L（新設の場合）※業種等による</td></tr><tr><td colspan="2">水素イオン濃度(pH)</td><td>5.8以上8.6以下</td></tr><tr><td rowspan="2">ノルマルヘキサン抽出物質含有量</td><td>鉱油類含有量</td><td>5 mg／L</td></tr><tr><td>動植物油脂類含有量</td><td>5 mg／L（新設の場合）</td></tr><tr><td colspan="2">大腸菌群数</td><td>3,000 個／cm³</td></tr><tr><td colspan="2">外 観</td><td>受け入れる水を著しく変化させるような色又は濁度を増加させるような色又は濁りがないこと。</td></tr><tr><td colspan="2">臭 気</td><td>受け入れる水に臭気を帯びさせるようなものを含んでいないこと。</td></tr><tr><td colspan="3">備考 省略</td></tr></table></td></tr></table>	物質の種類	許 容 限 度（）内は新設以外	カドミウム及びその化合物	カドミウムとして0.03	シアン化合物	シアンとして1	有機燐 ^リ 化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。）	0.2	鉛及びその化合物	鉛として0.1	六価クロム化合物	六価クロムとして0.5	砒 ^ビ 素及びその化合物	砒 ^ビ 素として0.1	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀として0.005	アルキル水銀化合物	検出されないこと。	ポリ塩化ビフェニル	0.003	トリクロロエチレン	0.1	テトラクロロエチレン	0.1	ジクロロメタン	0.2	四塩化炭素	0.02	1,2-ジクロロエタン	0.04	1,1-ジクロロエチレン	1	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4	1,1,1-トリクロロエタン	3	1,1,2-トリクロロエタン	0.06	1,3-ジクロロプロペン	0.02	チウラム	0.06	シマジン	0.03	チオベンカルブ	0.2	ベンゼン	0.1	セレン及びその化合物	セレンとして0.1	ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出される場合にあっては、ほう素として10	海域に排出される場合にあっては、ほう素として230	ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出される場合にあっては、ふっ素として8	海域に排出される場合にあっては、ふっ素として15	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量として100	ダイオキシン類	10	フェノール類	フェノールとして0.5	銅及びその化合物	銅として1(3)	亜鉛及びその化合物	亜鉛として1(2)	鉄及びその化合物（溶解性のものに限る。）	鉄として3(10)	マンガン及びその化合物（溶解性のものに限る。）	マンガンとして1	ニッケル及びその化合物	ニッケルとして1	クロム及びその化合物	クロムとして2	1,4-ジオキサン	0.5	備考 省略		別表第 12	排水（水の汚染状態を示す項目）の許容限度	事業所の排水の水の汚染状態を示す項目に係る許容限度（抜粋）	<table><tr><th colspan="2">項 目</th><th>許 容 限 度</th></tr><tr><td colspan="2">生物化学的酸素要求量(BOD)</td><td>25 mg／L（新設の場合）※業種等による</td></tr><tr><td colspan="2">化学的酸素要求量(COD)</td><td>25 mg／L（新設の場合）※業種等による</td></tr><tr><td colspan="2">浮遊物質質量(SS)</td><td>70 mg／L（新設の場合）※業種等による</td></tr><tr><td colspan="2">水素イオン濃度(pH)</td><td>5.8以上8.6以下</td></tr><tr><td rowspan="2">ノルマルヘキサン抽出物質含有量</td><td>鉱油類含有量</td><td>5 mg／L</td></tr><tr><td>動植物油脂類含有量</td><td>5 mg／L（新設の場合）</td></tr><tr><td colspan="2">大腸菌群数</td><td>3,000 個／cm³</td></tr><tr><td colspan="2">外 観</td><td>受け入れる水を著しく変化させるような色又は濁度を増加させるような色又は濁りがないこと。</td></tr><tr><td colspan="2">臭 気</td><td>受け入れる水に臭気を帯びさせるようなものを含んでいないこと。</td></tr><tr><td colspan="3">備考 省略</td></tr></table>	項 目		許 容 限 度	生物化学的酸素要求量(BOD)		25 mg／L（新設の場合）※業種等による	化学的酸素要求量(COD)		25 mg／L（新設の場合）※業種等による	浮遊物質質量(SS)		70 mg／L（新設の場合）※業種等による	水素イオン濃度(pH)		5.8以上8.6以下	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱油類含有量	5 mg／L	動植物油脂類含有量	5 mg／L（新設の場合）	大腸菌群数		3,000 個／cm ³	外 観		受け入れる水を著しく変化させるような色又は濁度を増加させるような色又は濁りがないこと。	臭 気		受け入れる水に臭気を帯びさせるようなものを含んでいないこと。	備考 省略		
		物質の種類	許 容 限 度（）内は新設以外																																																																																																																	
		カドミウム及びその化合物	カドミウムとして0.03																																																																																																																	
		シアン化合物	シアンとして1																																																																																																																	
		有機燐 ^リ 化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。）	0.2																																																																																																																	
		鉛及びその化合物	鉛として0.1																																																																																																																	
		六価クロム化合物	六価クロムとして0.5																																																																																																																	
		砒 ^ビ 素及びその化合物	砒 ^ビ 素として0.1																																																																																																																	
		水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀として0.005																																																																																																																	
		アルキル水銀化合物	検出されないこと。																																																																																																																	
		ポリ塩化ビフェニル	0.003																																																																																																																	
		トリクロロエチレン	0.1																																																																																																																	
		テトラクロロエチレン	0.1																																																																																																																	
		ジクロロメタン	0.2																																																																																																																	
		四塩化炭素	0.02																																																																																																																	
		1,2-ジクロロエタン	0.04																																																																																																																	
		1,1-ジクロロエチレン	1																																																																																																																	
		シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4																																																																																																																	
		1,1,1-トリクロロエタン	3																																																																																																																	
		1,1,2-トリクロロエタン	0.06																																																																																																																	
		1,3-ジクロロプロペン	0.02																																																																																																																	
		チウラム	0.06																																																																																																																	
		シマジン	0.03																																																																																																																	
		チオベンカルブ	0.2																																																																																																																	
		ベンゼン	0.1																																																																																																																	
		セレン及びその化合物	セレンとして0.1																																																																																																																	
		ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出される場合にあっては、ほう素として10																																																																																																																	
			海域に排出される場合にあっては、ほう素として230																																																																																																																	
		ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出される場合にあっては、ふっ素として8																																																																																																																	
			海域に排出される場合にあっては、ふっ素として15																																																																																																																	
		アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量として100																																																																																																																	
		ダイオキシン類	10																																																																																																																	
		フェノール類	フェノールとして0.5																																																																																																																	
		銅及びその化合物	銅として1(3)																																																																																																																	
		亜鉛及びその化合物	亜鉛として1(2)																																																																																																																	
		鉄及びその化合物（溶解性のものに限る。）	鉄として3(10)																																																																																																																	
		マンガン及びその化合物（溶解性のものに限る。）	マンガンとして1																																																																																																																	
		ニッケル及びその化合物	ニッケルとして1																																																																																																																	
		クロム及びその化合物	クロムとして2																																																																																																																	
		1,4-ジオキサン	0.5																																																																																																																	
		備考 省略																																																																																																																		
		別表第 12	排水（水の汚染状態を示す項目）の許容限度	事業所の排水の水の汚染状態を示す項目に係る許容限度（抜粋）																																																																																																																
				<table><tr><th colspan="2">項 目</th><th>許 容 限 度</th></tr><tr><td colspan="2">生物化学的酸素要求量(BOD)</td><td>25 mg／L（新設の場合）※業種等による</td></tr><tr><td colspan="2">化学的酸素要求量(COD)</td><td>25 mg／L（新設の場合）※業種等による</td></tr><tr><td colspan="2">浮遊物質質量(SS)</td><td>70 mg／L（新設の場合）※業種等による</td></tr><tr><td colspan="2">水素イオン濃度(pH)</td><td>5.8以上8.6以下</td></tr><tr><td rowspan="2">ノルマルヘキサン抽出物質含有量</td><td>鉱油類含有量</td><td>5 mg／L</td></tr><tr><td>動植物油脂類含有量</td><td>5 mg／L（新設の場合）</td></tr><tr><td colspan="2">大腸菌群数</td><td>3,000 個／cm³</td></tr><tr><td colspan="2">外 観</td><td>受け入れる水を著しく変化させるような色又は濁度を増加させるような色又は濁りがないこと。</td></tr><tr><td colspan="2">臭 気</td><td>受け入れる水に臭気を帯びさせるようなものを含んでいないこと。</td></tr><tr><td colspan="3">備考 省略</td></tr></table>	項 目		許 容 限 度	生物化学的酸素要求量(BOD)		25 mg／L（新設の場合）※業種等による	化学的酸素要求量(COD)		25 mg／L（新設の場合）※業種等による	浮遊物質質量(SS)		70 mg／L（新設の場合）※業種等による	水素イオン濃度(pH)		5.8以上8.6以下	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱油類含有量	5 mg／L	動植物油脂類含有量	5 mg／L（新設の場合）	大腸菌群数		3,000 個／cm ³	外 観		受け入れる水を著しく変化させるような色又は濁度を増加させるような色又は濁りがないこと。	臭 気		受け入れる水に臭気を帯びさせるようなものを含んでいないこと。	備考 省略																																																																																		
				項 目		許 容 限 度																																																																																																														
				生物化学的酸素要求量(BOD)		25 mg／L（新設の場合）※業種等による																																																																																																														
				化学的酸素要求量(COD)		25 mg／L（新設の場合）※業種等による																																																																																																														
浮遊物質質量(SS)				70 mg／L（新設の場合）※業種等による																																																																																																																
水素イオン濃度(pH)				5.8以上8.6以下																																																																																																																
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱油類含有量			5 mg／L																																																																																																																
	動植物油脂類含有量			5 mg／L（新設の場合）																																																																																																																
大腸菌群数				3,000 個／cm ³																																																																																																																
外 観				受け入れる水を著しく変化させるような色又は濁度を増加させるような色又は濁りがないこと。																																																																																																																
臭 気				受け入れる水に臭気を帯びさせるようなものを含んでいないこと。																																																																																																																
備考 省略																																																																																																																				

別 表	項 目	概 要																												
別表第 13	騒 音 の 許容限度	事業所において発生する騒音の許容限度（抜粋） （単位 d B（A））																												
		<table><tr><th> 時間 地域 </th><th>午前 8 時から 午後 6 時まで</th><th>午前 6 時から午前 8 時まで及び午後 6 時 から午後 11 時まで</th><th>午後 11 時 から 午前 6 時まで</th></tr><tr><td>第一・二種低層住居専用地域 第一・二種中高層住居専用地域</td><td>5 0</td><td>4 5</td><td>4 0</td></tr><tr><td>第一・二種住居地域 準住居地域</td><td>5 5</td><td>5 0</td><td>4 5</td></tr><tr><td>近隣商業地域・商業地域 準工業地域</td><td>6 5</td><td>6 0</td><td>5 0</td></tr><tr><td>工業地域</td><td>7 0</td><td>6 5</td><td>5 5</td></tr><tr><td>工業専用地域</td><td>7 5</td><td>7 5</td><td>6 5</td></tr><tr><td>その他の地域</td><td>5 5</td><td>5 0</td><td>4 5</td></tr></table>	時間 地域	午前 8 時から 午後 6 時まで	午前 6 時から午前 8 時まで及び午後 6 時 から午後 11 時まで	午後 11 時 から 午前 6 時まで	第一・二種低層住居専用地域 第一・二種中高層住居専用地域	5 0	4 5	4 0	第一・二種住居地域 準住居地域	5 5	5 0	4 5	近隣商業地域・商業地域 準工業地域	6 5	6 0	5 0	工業地域	7 0	6 5	5 5	工業専用地域	7 5	7 5	6 5	その他の地域	5 5	5 0	4 5
		時間 地域	午前 8 時から 午後 6 時まで	午前 6 時から午前 8 時まで及び午後 6 時 から午後 11 時まで	午後 11 時 から 午前 6 時まで																									
		第一・二種低層住居専用地域 第一・二種中高層住居専用地域	5 0	4 5	4 0																									
		第一・二種住居地域 準住居地域	5 5	5 0	4 5																									
		近隣商業地域・商業地域 準工業地域	6 5	6 0	5 0																									
		工業地域	7 0	6 5	5 5																									
		工業専用地域	7 5	7 5	6 5																									
		その他の地域	5 5	5 0	4 5																									
		備考 1、2 省略																												
3 騒音の測定は、計量法第 71 条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路は A 特性を、動特性は速い動特性 (FAST) を用いることとする。																														
4 騒音の測定の方法は、規格 Z8731 に定める騒音レベル測定法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。																														
(1) 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値																														
(2) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値																														
(3) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の 90% レンジの上端の数値																														
(4) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の 90% レンジの上端の数値																														
5 騒音の測定の地点は、事業所の敷地境界線上の地点とする。以下省略																														
6、7 省略																														
8 この規制基準は、建設工事に伴って発生する騒音については、適用しない。																														
別表第 14	振 動 の 許容限度	事業所において発生する振動の許容限度（抜粋） （単位 d B）																												
		<table><tr><th> 時間 地域 </th><th>午前 8 時から 午後 7 時まで</th><th>午後 7 時から 午前 8 時まで</th></tr><tr><td>第一・二種低層住居専用地域 第一・二種中高層住居専用地域</td><td>6 0</td><td>5 5</td></tr><tr><td>第一・二種住居地域 準住居地域</td><td>6 0</td><td>5 5</td></tr><tr><td>近隣商業地域・商業地域 準工業地域</td><td>6 5</td><td>6 0</td></tr><tr><td>工業地域</td><td>7 0</td><td>6 0</td></tr><tr><td>工業専用地域</td><td>7 0</td><td>6 5</td></tr><tr><td>その他の地域</td><td>6 0</td><td>5 5</td></tr></table>	時間 地域	午前 8 時から 午後 7 時まで	午後 7 時から 午前 8 時まで	第一・二種低層住居専用地域 第一・二種中高層住居専用地域	6 0	5 5	第一・二種住居地域 準住居地域	6 0	5 5	近隣商業地域・商業地域 準工業地域	6 5	6 0	工業地域	7 0	6 0	工業専用地域	7 0	6 5	その他の地域	6 0	5 5							
		時間 地域	午前 8 時から 午後 7 時まで	午後 7 時から 午前 8 時まで																										
		第一・二種低層住居専用地域 第一・二種中高層住居専用地域	6 0	5 5																										
		第一・二種住居地域 準住居地域	6 0	5 5																										
		近隣商業地域・商業地域 準工業地域	6 5	6 0																										
		工業地域	7 0	6 0																										
		工業専用地域	7 0	6 5																										
		その他の地域	6 0	5 5																										
		備考 1、2 省略																												
3 振動の測定は、計量法第 71 条の条件に合格した振動レベル計を用い、鉛直方向について行うものとする。この場合において、振動感覚補正回路は、鉛直振動特性を用いることとする。																														
4 振動の測定の地点は、事業所の敷地境界線上の地点とする。以下省略																														
5 振動の測定の方法は、次のとおりとする。																														
(1) 振動ピックアップの設置場所は、次のとおりとする。																														
ア 緩衝物がなく、かつ、十分踏み固め等の行われている堅い場所																														
イ 傾斜及び凹凸がない水平面を確保できる場所																														
ウ 温度、電気、磁気等の外囲条件の影響を受けない場所																														
(2) 暗振動の影響の補正は、次のとおりとする。以下省略																														
6 振動レベルの決定は、次のとおりとする。																														
(1) 測定器の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値																														
(2) 測定器の指示値が周期的又は間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値																														
(3) 測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、5 秒間隔で 100 個又はこれらに準ずる間隔及び個数の測定値の 80% レンジの上端の数値																														
7、8 省略																														
9 この規制基準は、建設工事に伴って発生する振動については、適用しない。																														

②【地下浸透禁止物質を含む水等の地下浸透の禁止】(条例第 29 条、施行規則第 5 条の 3、第 36 条)

地下浸透禁止物質	(1) カドミウム及びその化合物 (2) シアン化合物 (3) 有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン、EPN） (4) 鉛及びその化合物 (5) 六価クロム化合物 (6) 砒素及びその化合物 (7) 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 (8) ポリ塩化ビフェニル	(9) トリクロロエチレン (10) テトラクロロエチレン (11) ジクロロメタン (12) 四塩化炭素 (13) 1,2-ジクロロエタン (14) 1,1-ジクロロエチレン (15) 1,2-ジクロロエチレン (16) 1,1,1-トリクロロエタン (17) 1,1,2-トリクロロエタン (18) 1,3-ジクロロプロペン	(19) チウラム (20) シマジン (21) チオベンカルブ (22) ベンゼン (23) セレン及びその化合物 (24) ほう素及びその化合物 (25) ふっ素及びその化合物 (26) アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物、硝酸化合物 (27) ダイオキシン類 (28) 1,4-ジオキサン (29) 塩化ビニルモノマー
	① 不透水性材質の床面であること。 ② 物質の種類や性状により必要に応じて、次のいずれかの措置がとられていること。 ・床面に地下浸透禁止物質の地下浸透を防止できる被覆がなされていること。 ・施設の下に地下浸透を防止できる材質の受皿等が設置されていること。 ③ 取り扱う施設の周囲に、地下浸透禁止物質の流出を防止する措置がとられていること。		
構造基準	施設等の位置	有機塩素系溶剤を取り扱う施設（配管等を含む。）は、原則として地上に設置する。	
	有機塩素系溶剤を使用する場合の対策例	床面の材質及び被覆	床面は有機塩素系溶剤の地下浸透を適切に防止できるコンクリート等の材質とする。また、ひび割れ等を考慮して、有機塩素系溶剤に耐性を持つ合成樹脂による床面の被覆もしくは容器等の下へのステンレス網の受け皿設置等、浸透防止措置をとる。 ① フラン樹脂は接着力が弱くひび割れを起こしやすいので下部に積層部を作ること使用できる。（床構造の例④参照）（長期間使用可能） ② ふっ素樹脂は耐薬品性に優れているが、コンクリート床面等と接着力が弱く、表面が柔らかいので、重量物の移動がない場合に限りてポリテトラフルオロエチレン（PTFE）、テトラフルオロエチレン・パーフルオロアルキルビニルエーテルコポリマー（PFA）、エチレン・テトラフルオロエチレンコポリマー（ETFE）等のシートで被覆して使用できる。（長期間使用可能） ③ ビニルエステル樹脂、不飽和ポリエステル樹脂、エポキシ樹脂及びウレタン樹脂は有機塩素系溶剤が滞留しない床面に限りて使用できる。 ④ ステンレス鋼板を用いる場合には、縞鋼板等を用いて滑らないようにする。
		受け皿	① 受け皿はステンレス鋼板が適当で、鉄製は耐有機塩素系溶剤の適当な防錆塗料がなく腐食しやすいので好ましくない。 ② 受け皿は溶剤槽又は装置（水分離器、ポンプ等付帯設備も含む。）の下に設置し、槽の側面上部のピンホール等から漏出した場合も受けられるよう余裕をもった構造とする。
		床面の構造	① 取り扱う有機塩素系溶剤の量及び作業に対応して、施設・場所の周囲に防液堤、側溝及びためますを設置する等の措置をとる。（側溝及びためます等へ自然に流入させるため、床面は1/50～1/100の勾配をつける。） ② 防液堤は、コンクリート製で、床面と継ぎ目を作らないで一体構造とする。 ③ U字溝と床面の境界は、ひび割れが入りやすいので、縁石を設けるか樹脂等で被覆する。また、U字溝間の継目から排水が漏れないようにする。 ④ アスファルト舗装やピッチタールによる浸透防止処理は、有機塩素系溶剤に侵されるから適当でない。
床構造の例	① めっき槽 防液堤は継ぎ目を作らず一体構造とする。 		③ 汚泥保管場所 
	② 防液堤（硫酸槽、クロム酸槽、硝酸槽、燐酸槽等） 防液堤は継ぎ目を作らず一体構造とする。 		④ トリクレン槽 
	⑤ 試験室  		

5 測定義務について

ここでは条例に定める排煙、排水、騒音及び振動についての測定義務の概要を記載しました。測定義務は条例に定めるもののほか、環境法令に定めるものがありますので、ご確認のうえ必要な測定を行ってください。

(1) 排煙の測定（条例第 27 条）

項目・方法等	排 煙 測 定 の 概 要
排 煙 測 定 項 目	硫黄酸化物、窒素酸化物、炭化水素系物質、炭化水素系特定物質、ばいじん、排煙指定物質、ダイオキシン類
測定を要する事業者	施行規則第 33 条第 1 項に定める事業者
測定を要する施設、測定頻度、測定方法	施行規則第 33 条第 2 項に定める施設等について、施設、項目ごとにそれぞれ定められた頻度及び方法により測定
測 定 結 果 の 保 存	3 年間（5 年に 1 回以上測定するものにあつては 5 年間）保存（施行規則第 33 条第 3 項）

【排煙の測定を要する事業者及び測定頻度の概要】 条例第 27 条、施行規則第 33 条

ここに記載した測定を要する事業者と測定頻度は概要ですので、事業所や施設等の条件により異なる場合があります。詳細については、条例第 27 条、施行規則第 33 条で必ず確認してください。

項 目	測定を要する事業者	測 定 頻 度	
硫 黄 酸 化 物	燃料（ガス燃料を除く。）の燃焼により硫黄酸化物を発生する指定施設を使用する指定事業所の事業者及び燃料以外の物の燃焼により硫黄酸化物を発生する指定施設を使用する指定事業所の事業者	2 月に 1 回以上	
窒 素 酸 化 物	窒素酸化物を発生する排煙発生施設を使用する指定事業所の事業者	排出ガス量が 40,000 立方メートル未満	排出ガス量及び窒素酸化物の濃度を 6 月に 1 回以上
		排出ガス量が 40,000 立方メートル以上	排出ガス量を 2 月に 1 回以上、窒素酸化物の濃度を常時（NOx 特定工場）又は 2 月に 1 回以上（NOx 特定工場以外）
炭化水素系物質	炭化水素系物質を排出する施設を使用する指定事業所の事業者のうち施行規則別表第 1 の 68 の項に掲げる出荷施設を使用する事業者	濃度又は除去率を年 2 回以上	
炭化水素系特定物質	炭化水素系特定物質を排出する指定施設を使用する事業者及び排煙指定物質を排出する指定事業所の事業者（資本金の額又は出資の総額が 50,000,000 円以下であつて常時使用する従業員の数が 300 人以下の会社又は常時使用する従業員の数が 300 人以下の個人を除く。）	年 2 回以上（原材料等から判断して排出するおそれがあると認められるものに限る。）	
排 煙 指 定 物 質	年 2 回以上（原材料等から判断して排出するおそれがあると認められるものに限る。）		
ば い じ ん	ばいじんを発生する排煙発生施設を使用する指定事業所の事業者	廃棄物焼却炉	焼却能力が 1 時間当たり 4 トン以上の施設にあつては、2 月に 1 回以上
			焼却能力が 1 時間当たり 4 トン未満の施設にあつては、6 月に 1 回以上
		廃棄物焼却炉以外の排煙発生施設	排出ガス量が 40,000 立方メートル以上の排煙発生施設にあつては、2 月に 1 回以上
			排出ガス量が 40,000 立方メートル未満の排煙発生施設にあつては、6 月に 1 回以上
ダイオキシン類	ダイオキシン類が発生する施設を使用する事業者	年 1 回以上	

※ 「排出ガス量」とは、温度が零度であつて、圧力が 1 気圧の状態に換算した 1 時間当たりの排出ガスの最大量をいいます。

(2) 排水の測定（条例第 30 条）

項目・方法等	排 水 測 定 の 概 要
排 水 測 定 項 目	別表第 11、別表第 12 に規定する排水指定物質等 （カドミウム及びその化合物、生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質、水素イオン濃度等）
測定を要する事業者	排水の排出量が 300m ³ ／日以上の実業者（施行規則第 37 条第 1 項）
測定頻度、測定方法	排水の汚染状態及び量を月 1 回以上（ダイオキシン類については、年 1 回以上）定められた方法により測定（施行規則第 37 条第 2 項）
測定結果の保存	3 年間保存（施行規則第 37 条第 4 項）

(3) 騒音及び振動の測定（条例第 33 条）

項目・方法等	騒 音 ・ 振 動 測 定 の 概 要
測 定 項 目	騒音・振動
測定を要する事業者	指定事業所の事業者（工業専用地域及び工業地域（金沢区鳥浜町、幸浦一丁目、幸浦二丁目、福浦一丁目、福浦二丁目、福浦三丁目）の地域内の事業所の事業者を除く。）（条例第 33 条、施行規則第 40 条第 1 項）
測定を要する施設	「指定事業所設置許可申請」・「指定事業所に係る変更許可申請」をし、許可を受けた指定施設のうち下表に掲げるもの
測 定 場 所	(1) 施設（施設から 1 m の地点） (2) 敷地境界線（施設ごとの直近敷地境界線上）
測 定 の 時 期	許可を受けた指定施設の使用開始後 30 日以内（条例第 33 条）
測定結果の報告	測定してから 30 日以内に市長に報告しなければなりません。 ・騒音測定結果 → 騒音測定結果報告書（細則第 3 号様式） ・振動測定結果 → 振動測定結果報告書（細則第 4 号様式）

【騒音・振動の測定を要する施設】（施行規則第 40 条第 2 項）

騒音を測定しなければならないもの	振動を測定しなければならないもの
ア 圧延施設（製管施設を含む。） イ ロール式ベンディングマシン（原動機の定格出力が 3.75 キロワット以上であるものに限る。） ウ 動力プレス機（加圧能力が 294 キロニュートン以上であるものに限る。） エ せん断機（原動機の定格出力が 3.75 キロワット以上であるものに限る。） オ 鍛造施設 カ ワイヤフォーマリングマシン キ プラスト（密閉式のものを除く。） ク タンブラー ケ 破碎施設（原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上であるものに限る。） コ 摩砕施設（原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上であるものに限る。） サ 分別施設（原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上であるものに限る。） シ コンクリートプラント ス アスファルトプラント セ 製粉機（原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上であるものに限る。） ソ バーカー タ チッパー（原動機の定格出力が 2.2 キロワットを超えるものに限る。） チ 碎木施設 ツ 動力のこぎり盤（原動機の定格出力が 2.2 キロワットを超えるものに限る。） テ 動力かんば盤（原動機の定格出力が 2.2 キロワットを超えるものに限る。） ト 動力印刷機（原動機の定格出力の合計が 2.2 キロワットを超えるものに限る。） ナ 合成樹脂製品の成形施設（真空成形施設を除く。） ニ 鋳型造形施設 ヌ コルゲートマシン	ア 動力プレス機（加圧能力が 294 キロニュートン以上であるものに限る。ただし、液圧プレス機にあっては、加圧能力が 980 キロニュートン以上であるものに限る。） イ せん断機（原動機の定格出力が 3.75 キロワット以上であるものに限る。） ウ 鍛造施設 エ 破碎施設（原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上であるものに限る。） オ 摩砕施設（原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上であるものに限る。） カ 分別施設（原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上であるものに限る。）

6 非常時の措置（条例第149条、第149条の2）

条例第12章では、事業所において生じた事故又は車両の事故に伴い、大気汚染、悪臭又は水質汚濁の原因となる物質が放出され、又は発生することによって、公害が生じ、又は生ずるおそれがあると認める事態が生じた場合は、**事業者が直ちにその旨を市長に通報するとともに、応急の措置をとるべきこと（第149条第1項）並びに事故の状況及びとった措置の概要を市長に報告すること（第149条第2項）**等が規定されています。また、大気汚染防止法や水質汚濁防止法などにも同様の規定がありますので必ず確認をしてください。

【対象となる物質】（条例第149条第1項に規定する規則で定める物質 → 施行規則 別表第18）

【大気汚染及び悪臭に係る物質】

- (1) アクロレイン
- (2) アンモニア
- (3) 一酸化炭素
- (4) 塩素及び塩化水素
- (5) 黄燐^{りん}
- (6) カドミウム及びその化合物
- (7) キシレン
- (8) クロルスルホン酸
- (9) 五塩化燐^{りん}
- (10) 三塩化燐^{りん}
- (11) シアン化合物
- (12) ジクロロメタン
- (13) 臭化メチル
- (14) 臭素
- (15) 硝酸
- (16) 窒素酸化物
- (17) テトラクロロエチレン
- (18) トリクロロエチレン
- (19) トルエン
- (20) 鉛及びその化合物
- (21) 二酸化硫黄
- (22) 二酸化セレン
- (23) ニッケルカルボニル
- (24) 二硫化炭素
- (25) ピリジン
- (26) フェノール類^{けい}
- (27) 弗化水素及び弗化珪素
- (28) ベンゼン
- (29) ホスゲン
- (30) ホルムアルデヒド
- (31) メタノール
- (32) メルカプタン
- (33) 硫化水素
- (34) 硫酸（三酸化硫黄を含む。）
- (35) 燐^{りん}化水素

【水質汚濁に係る物質】

- (1) 亜鉛及びその化合物
- (2) アクリルアミド
- (3) アルミニウム及びその化合物
- (4) アンチモン及びその化合物
- (5) アンモニア アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物
- (6) エチル= (Z) -3- [N-ベンジル-N- [[メチル (1-メチルチオエチリデンアミノオキシカルボニル) アミノ] チオ] アミノ] プロピオナート (別名アラニカルブ)
- (7) 塩化チオニル
- (8) 塩化ビニルモノマー
- (9) 塩素酸塩
- (10) 1, 2, 4, 5, 6, 7, 8, 8-オクタクロロ-2, 3, 3a, 4, 7, 7a-ヘキサヒドロ-4, 7-メタノ-1H-インデン (別名クロルデン)
- (11) 過酸化水素
- (12) カドミウム及びその化合物
- (13) クロム及びその化合物
- (14) クロルピクリン
- (15) 次亜塩素酸ナトリウム
- (16) シアン化合物
- (17) 3, 5-ジクロロ-N- (1, 1-ジメチル-2-プロピニル) ベンズアミド (別名プロピザミド)
- (18) 1, 3-ジクロロプロペン
- (19) 1, 3-ジチオラネ-2-イリデンマロン酸ジイソプロピル (別名イソプロチオラン)
- (20) シマジン
- (21) ジメチルエチルスルフィニルイソプロピルチオホスフェイト (別名オキシデプロホス又はESP)
- (22) 臭素
- (23) 臭素酸塩
- (24) 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物
- (25) セレン及びその化合物
- (26) チウラム
- (27) チオベンカルブ
- (28) チオリン酸O, O-ジェチル-O- (2-イソプロピル-6-メチル-4-ピリミジニル) (別名ダイアジノン)
- (29) チオリン酸O, O-ジェチル-O- (3, 5, 6-トリクロロ-2-ピリジニル) (別名クロルピリホス)
- (30) チオリン酸O, O-ジェチル-O- (5-フェニル-3-イソオキサゾリル) (別名イソキサチオン)
- (31) チオリン酸O, O-ジメチル-O- (3-メチル-4-ニトロフェニル) (別名フェニトロチオン又はMEP)
- (32) チオリン酸S-ベンジル-O, O-ジイソプロピル (別名イソベンホス又はIBP)

- (33) 鉄及びその化合物
- (34) テトラクロロイソフタロニトリル (別名クロロタロニル又はTPN)
- (35) 銅及びその化合物
- (36) 鉛及びその化合物
- (37) ニッケル及びその化合物
- (38) 4-ニトロフェニル-2, 4, 6-トリクロロフェニルエーテル (別名クロロニトロフェン又はCNP)
- (39) パラジクロロベンゼン
- (40) 砒素及びその化合物
- (41) ヒドラジン
- (42) ヒドロキシルアミン
- (43) フェノール類及びその塩類
- (44) ふっ素及びその化合物
- (45) ほう素及びその化合物
- (46) ホスゲン
- (47) ポリ塩化ビフェニル
- (48) ホルムアルデヒド
- (49) マンガン及びその化合物
- (50) N-メチルカルバミン酸2-セカンダリブチルフェニル (別名フェノブカルブ又はBPMC)
- (51) モリブデン及びその化合物
- (52) 有機燐^{りん}化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)
- (53) 油脂類 (鉱物油及び有機溶剤を含む。)
- (54) リン酸ジメチル=2, 2-ジクロロビニル (別名ジクロロボス又はDDVP)
- (55) アルカリ性物質 (水素イオン濃度 (水素指数) が8.6を超えるものに限る。)
- (56) 酸性物質 (水素イオン濃度 (水素指数) が5.8未満のものに限る。)
- (57) 1, 3, 5, 7-テトラアザトリシクロ [3. 3. 1. 1^{3,7}] デカン (別名ヘキサメチレンテトラミン)
- (58) アニリン
- (59) ペルフルオロオクタノ酸 (別名PFOA) 及びその塩
- (60) ペルフルオロ (オクタノ-1-スルホン酸) (別名PFOS) 及びその塩
- (61) 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩

平日昼間の通報先

(1) みどり環境局

大気関係：裏表紙の③大気汚染の連絡先
水質関係：裏表紙の⑤水質汚濁の連絡先

(2) 所管区 福祉保健センター生活衛生課

夜間・土休日の通報先

横浜市役所防災センター 045-671-4343

第149条 事業者は、事業所において生じた事故又は車両の事故に伴い、大気汚染、悪臭又は水質汚濁の原因となる物質で規則で定めるものが放出され、又は発生することによって、公害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、直ちに、その旨を市長に通報するとともに、当該物質の放出、発生又は拡散を防止するための応急の措置をとらなければならない。

2 前項の場合においては、同項の事態を発生させた事業者は、速やかに、当該事故の状況及びとった措置の概要を市長に報告しなければならない。

第149条の2 市長は、前条第1項の事態を発生させた事業者が同項の応急の措置をとっていないとき、又は同様の事態を再発生させるおそれがあると認めるときは、当該事業者に対し、同項の応急の措置その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 前項の規定による命令を受けた事業者は、当該命令による措置をとったときは、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。

7 命令・罰則（条例第35条～第37条、第159条～第165条）

条例第3条第1項の許可を受けることなく指定事業所を設置した者又は条例第8条第1項の許可を受けることなく同項の規則で定める変更をした者に対し、市長は当該指定事業所に係る事業の全部又は一部の停止、施設の除却その他必要な措置をとることを命ずることができます（条例第35条）。このほか、指定事業所を設置している者が条例第25条第2項（大気汚染及び悪臭の防止）、条例第28条第2項（水質汚濁の防止）又は条例第31条第2項（騒音及び振動）の規定に違反していると認めるときの命令（条例第36条）、指定外事業所に対する命令（条例第37条）の規定があります。また、虚偽の届出をした場合など、条例の違反に対する罰則の規定があります（条例第159条～第165条）。

8 環境管理事業所（条例第18条～第24条）

環境管理事業所制度は、環境に係る自己管理能力及び責任を有すると認められる指定事業所について、事業者からの申請に基づいて「環境管理事業所」として認定し（3年の範囲内で市長が定める期間）、環境管理事業所が設備等の変更等を行う場合、条例の許可申請等の手続を簡素・合理化する制度です。

※ 環境管理事業所の認定には、認定を受けようとする指定事業所の全体が審査登録機関による登録の範囲に含まれている必要があります。指定事業所の一部（例えば研究開発棟）のみ、又は一部を除いて登録されている場合は環境管理事業所として認定を受けることはできません。

(1) 認定の基準（条例第18条、第19条、施行規則第25条）

環境管理事業所の認定基準は、次のすべての基準を満たしている必要があります。

- | |
|---|
| ① 環境マネジメントシステム審査登録機関に登録されていること（ISO14001の認証を取得していること）。
② 条例の定めるところにより排煙及び排水の自主測定がなされており、その測定結果が基準に適合していること。
③ 環境への影響が重大な事故又は環境に係る管理体制の重大な欠陥に起因したものと認められる事故が発生した日から3年以上経過していること。
④ 公害を除去するための措置が特に必要な指定事業所であると認められないこと。
⑤ 指定事業所の設置者（法人にあっては、その役員）が、条例又は環境の保全に関する法律等に違反し、罰金以上の刑に処せられた場合で、その執行の終了等の日の翌日から3年を経過しない者でないこと。他過料 |
|---|

(2) 認定申請・変更の手続

届出書の種類	届出の事由	届出の時期
環境管理事業所認定申請書 【第17号様式】	環境管理事業所の認定・再認定（再認定の記載方法は、1回目の認定時と同じです。）	認定・再認定を受けようとするとき
※ 添付書類 ① 施行規則第25条第1号の登録を証する書面（環境マネジメント審査登録機関が事業所に発行する登録証の写し） ② 誓約書（第17号様式の2） ③ 環境管理・監査の体制に係る組織図 ④ 事業所の環境に関する方針 ⑤ 指定作業・指定施設の一覧表（P.26「指定施設のリスト（例）」参照）・指定施設の配置図 ⑥ 排煙及び排水の測定結果（条例第27条又は第30条の規定が適用される場合に限る。）・基準値 ※ 排煙、排水の測定結果については、直近3年間の測定結果をすべて記載してください（測定結果の平均値のみの記載は不可。排煙の測定のうち、排煙指定物質、炭化水素系特定物質の測定が義務づけられている事業所にあってはこれらの測定結果も記載し、義務づけられていない事業所にあっては測定の義務のない旨を記載してください。）。		

指定事業所に係る 変更届出書 ①～③【第13号様式】 ④～⑪【第13、7、8号様式】 （④⑤は次ページの③に該当するため【第18、13、7、8号様式】となります。）	①氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名の変更 ②指定事業所の名称及び所在地の変更 ③指定事業所の業種の変更 ④指定作業の追加 ⑤指定施設の設置 ⑥指定施設の構造の変更 ⑦指定施設に係る燃料の種類又は使用量の変更 ⑧排煙指定物質、地下浸透禁止物質及び炭化水素系特定物質を含有する原材料又は触媒その他の消耗資材の新たな使用 ⑨排水の系統の変更 ⑩公害の防止のための装置（廃棄物焼却炉に係るものを除く。）の設置、構造の変更、使用方法の変更、使用の廃止又は除却 ⑪指定事業所の敷地の境界線の変更	変更の日から 起算して 30日以内
--	---	-------------------------

環境管理事業所に係る変更届出書 ①②④：【第18号様式】 ③：施設の設置【第18、13、7、8号様式】 ③：廃止【第18号様式】	①事業所の環境管理・監査の体制の変更 ②事業所の環境の保全に関する方針の変更 ③指定作業及び指定作業を行うために事業所に配置される施設の概要の変更 ④登録をした環境マネジメントシステム審査登録機関の名称、登録番号、登録の有効期限及び登録の範囲の変更等施行規則第26条に掲げる事項の変更	変更の日から 30日以内
指定事業所に係る変更許可申請書【第6、7、8号様式】	施行規則第13条第2項に掲げる事項（詳細はP.7参照）	変更する前（許可）

※ 環境管理事業所に係る変更届出書による施設の変更届出の場合は、許可基準に適合しているか否かの審査が事前にされないため、事業所が自ら基準に適合しているか否かを確認していることが必要である。

(3) 再認定の手続

環境管理事業所の認定は、3年を限度とする認定期間が経過した後は無効となりますので、継続して認定を希望する指定事業所にあつては、再度認定の申請を行う必要があります。

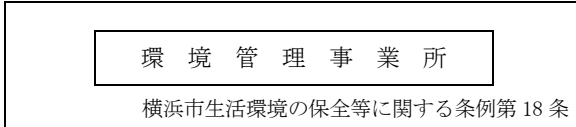
認定に切れ目が起きないようにするためには、**認定期間終了の日よりも前に**申請書を提出する必要があります。申請書を提出してから認定されるまでの**標準処理期間は35日間**です。

※ 「登録を証する書面」としての審査登録機関の登録証（次期登録期間のもの）が事業所に交付されていない場合であっても、審査登録機関に次期の登録に向けての手続を行っていることを示す書面をもって認定の手続を進めますので、認定期間の終了する前に再認定手続を開始することができます。この場合、審査登録機関の登録証の写しは、交付を受けたら速やかに提出する必要があります。

(4) 表示板の掲示（条例第22条）

環境管理事業所である旨の表示板を掲示することができます。

（表示板）
例
 幅 45cm×高 15cm
 サイズの規定はありません



※ 表示板は、木材、金属その他の素材を使い耐久性をもつように作成してください。

参考資料

【指定施設のリスト(例)】 A4サイズ

指定施設番号	施設番号	施設名称	設置年月日	燃料・原料等	施設の規模・能力等	設置場所・用途・備考	測定項目・頻度
61-(1)-(1)	1	1号ボイラ	平成12年1月10日	都市ガス13A	燃焼能力 50m³/h 伝熱面積 12m²	工場棟ボイラ一室・製造用	窒素酸化物2回/年 ばいじん1回/5年
59-(1)-(1)	2	洗浄施設	平成15年4月1日	別紙	ドラフトチャンバー	実験棟・分析用	塩化水素アンモニア 2回/年

※配置図は別紙

【排煙測定結果(例)】 A4サイズ

指定施設番号	施設番号	施設名称	設置年月日	燃料・原料等	施設の規模・能力	測定項目	排煙測定結果					
							H15.10.1	H16.4.1	H16.10.1	H17.4.1	H17.10.1	H18.4.1
61-(1)-(1)	1	1号ボイラ	平成12年1月10日	都市ガス13A	燃焼能力 50m³/h 伝熱面積 12m²	乾き排出ガス量(m³/h)						
						湿り排出ガス量(m³/h)						
						酸素濃度(%)						
						窒素酸化物濃度(ppm)						
59-(1)-(1)	2	洗浄施設	平成15年4月1日	別紙	ドラフトチャンバー	ばいじん濃度(g/m³)						
						塩化水素アンモニア(ppm)						

※炭化水素系特定物質の排出なし

【排水口排水測定結果(例)】 排水口ごとに作成してください。A4サイズ

No. 1 排水口測定結果

測定項目	測定年月	H15.10	H15.11	H15.12	H16.1	H16.2	...	H18.5	H18.6	H18.7	H18.8	H18.9
排水の量 平均 (m³/日)												
排水の量 最大 (m³/日)												
排水の量 最小 (m³/日)												
水素イオン濃度												
生物化学的酸素要求量(mg/L)												
：												
クロム及びその化合物(mg/L)												

9 指定作業・指定施設一覧(規則別表第1)

令和3年10月1日改正

※指定作業には「当該作業の一部のみを行う場合のその作業」又は「当該作業と密接に関連する作業」を含む。

例：「〇〇の製造の作業」：製造工程の一部分のみを分担して行う場合又は中間物の製造、加工等当該作業と密接に関連する作業を行う場合も当該作業を行う場合となる。

条 例 別 表 の 作 業	作 業 の 内 容	施 設
1 石油製品の製造の作業	(1) 石油製品(石油ガス、揮発油、ナフサその他石油精製に係る製品をいう。)の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 加熱炉 (2) 流動接触分解施設に係る触媒再生塔 (3) 硫黄回収施設に係る燃焼炉 (4) 洗浄施設 (5) 脱塩施設 (6) 蒸留施設
2 石油化学基礎製品の製造の作業	(1) 石油製品(石油ガス、揮発油、ナフサその他石油精製に係る製品をいう。)の分解、分離その他の処理によるエチレン、プロピレン及びその副成品の製造又はこれらの物質を原料とする芳香族系中間物若しくは脂肪族系中間物の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 加熱炉 (2) 反応施設 (3) 洗浄施設(洗浄冷却施設を含む。) (4) 分離施設 (5) 蒸留施設
3 潤滑油又はグリースの製造の作業	(1) 潤滑油又はグリースの製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 反応施設 (2) 混合施設
4 合成樹脂の製造の作業	(1) 合成樹脂の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 反応施設 (2) 洗浄施設 (3) 分離施設 (4) 蒸留施設
5 合成ゴムの製造の作業	(1) 合成ゴムの製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 反応施設 (2) 洗浄施設 (3) 濃縮施設 (4) 分離施設 (5) 蒸留施設
6 合成染料、有機顔料、塗料又は印刷インキの製造の作業	(1) 合成染料、有機顔料、塗料又は印刷インキの製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 反応施設 (2) 混合施設 (3) 洗浄施設 (4) 分離施設 (5) 充 ^{てん} 填施設
7 界面活性剤、合成洗剤、石けん又は油脂加工製品の製造の作業	(1) 界面活性剤、合成洗剤、石けん又は油脂加工製品の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 反応施設 (2) 蒸留施設 (3) 精製施設 (4) 塩析施設 (5) 混合施設
8 医薬品の製造の作業	(1) 医薬品の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 反応施設 (2) 発酵施設(培養施設を含む。) (3) 抽出施設 (4) 動物原料処理施設 (5) 蒸留施設 (6) 混合施設 (7) 分離施設 (8) 洗浄施設(容器洗浄施設を含む。) (9) 濃縮施設
9 農薬の製造の作業	(1) 農薬の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 反応施設 (2) 抽出施設 (3) 混合施設 (4) 充 ^{てん} 填施設 (5) 洗浄施設 (6) 分離施設 (7) 蒸留施設

別表第1

10 香料の製造の作業	(1) 香料の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 反応施設 (2) 抽出施設 (3) 混合施設 (4) 充填施設 (5) 洗浄施設(容器洗浄施設を含む。) (6) 分離施設
11 化粧品の製造の作業	(1) 化粧品の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 乳化施設 (2) 混合施設 (3) 充填施設 (4) 洗浄施設(容器洗浄施設及び洗浄冷却施設を含む。) (5) 分離施設
12 化学繊維の製造の作業	(1) 化学繊維の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 反応施設 (2) 分離施設 (3) 洗浄施設 (4) 湿式紡糸施設
13 合成樹脂製品の製造の作業	(1) 合成樹脂製品の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 成形施設(真空成形施設を除く。) (2) 吹き付け塗布施設(原動機の定格出力が2.2kWを超えるものに限る。) (3) 混練施設 (4) 破碎施設(原動機の定格出力が0.75kW以上であるものに限る。)
14 コールタール製品の製造の作業	(1) コールタール(ガス軽油を含む。)を原料とする油類、酸、ピッチその他のコールタール製品の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 加熱炉(直火炉を含む。) (2) 蒸留施設 (3) 洗浄施設 (4) 分離施設 (5) 分解施設
15 1から14までに掲げる作業以外の有機化学工業製品の製造の作業	(1) 有機化学工業製品の製造の作業(1から14までに掲げる作業を除く。)のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 反応施設 (2) 塩化水素吸収施設 (3) 混合施設 (4) 発酵施設 (5) 蒸留施設 (6) 抽出施設 (7) 分離施設 (8) 洗浄施設(洗浄冷却施設を含む。) (9) 濃縮施設
16 化学肥料の製造の作業	(1) 化学肥料の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 反応施設 (2) 濃縮施設 (3) 焼成炉 (4) 溶解炉 (5) 焙焼炉 (6) 破碎施設 (7) 分離施設
17 無機顔料の製造の作業	(1) 無機顔料の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 溶解炉 (2) 反応施設(反応炉を含む。) (3) 焼成炉 (4) 洗浄施設 (5) 分離施設 (6) 湿式分別施設(特定排水施設に限る。)
18 か性ソーダ、塩素又は無機酸の製造の作業	(1) か性ソーダ、塩素又は無機酸の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 焙焼炉 (2) 反応施設 (3) 亜硫酸ガス冷却洗浄施設(特定排水施設に限る。) (4) 塩化水素吸収施設 (5) 分離施設(塩水精製施設を含む。) (6) 電解施設

別表第 1

19 17 及び 18 に掲げる作業以外の無機化学工業製品の製造の作業	(1) 無機化学工業製品の製造の作業(17 及び 18 に掲げる作業を除く。)のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 焙 ^{ばい} 焼炉(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50L 以上であるもの及び変圧器の定格容量が 200 kVA 以上であるものに限る。) (2) 煨 ^か 焼炉(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50L 以上であるもの及び変圧器の定格容量が 200 kVA 以上であるものに限る。) (3) 直火炉(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50L 以上であるもの及び変圧器の定格容量が 200 kVA 以上であるものに限る。) (4) 反応施設(反応炉を含む。) (5) 塩化水素吸収施設 (6) 蒸留施設(特定排水施設に限る。) (7) 抽出施設(特定排水施設に限る。) (8) 分離施設(塩水精製施設を含む。) (9) 混合施設(特定排水施設に限る。) (10) 濃縮施設(特定排水施設に限る。) (11) 電解施設 (12) 分別施設 (13) 洗浄施設(洗浄冷却施設を含む。) (14) 破碎施設 (15) 磨碎施設
20 コークスの製造の作業	(1) コークス(石油コークスを除く。)の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) コークス炉 (2) ガス冷却洗浄施設(脱硫化水素施設を含む。) (3) 分離施設
21 ゴム製品の製造の作業	(1) ゴム製品の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) はり合せ成形施設(動力を使用するものに限る。) (2) 混練施設 (3) 加硫施設 (4) 洗浄施設 (5) ラテックス処理施設
22 銑鉄、鋼若しくは合金鉄の製造又はこれらの鑄造、塑性加工若しくは熱処理の作業	(1) 銑鉄、鋼若しくは合金鉄の製造又は鉄鋼基礎資材の鑄造、塑性加工若しくは熱処理の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 溶鋇炉 (2) 転炉 (3) 平炉 (4) 焼結炉 (5) 金属溶解炉(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50L 以上であるもの及び変圧器の定格容量が 200kVA 以上であるものに限る。) (6) 金属加熱炉(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50L 以上であるもの及び変圧器の定格容量が 200kVA 以上であるものに限る。) (7) 焙 ^{ばい} 焼炉 (8) 製鋼用電気炉 (9) 圧延施設(製管施設を含む。)
23 非鉄金属若しくはその合金の製造又はこれらの鑄造、塑性加工若しくは熱処理の作業	(1) 非鉄金属若しくはその合金の製造又は非鉄金属基礎資材の鑄造、塑性加工若しくは熱処理の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 金属溶解炉(鉛用溶解炉以外のものにあつては、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50L 以上であるもの及び変圧器の定格容量が 200kVA 以上であるものに限る。) (2) 金属加熱炉(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50L 以上であるもの及び変圧器の定格容量が 200kVA 以上であるものに限る。) (3) 煨 ^か 焼炉 (4) 反応炉 (5) 直火炉 (6) 焼結炉 (7) ろ過施設(特定排水施設に限る。) (8) 還元施設(反応炉を除く。) (9) 電解施設 (10) 水銀精製施設 (11) 圧延施設 (12) 二酸化珪 ^{けい} 素蒸着成長施設

別表第1

24 建設機械、産業用機械その他の一般機械器具の製造の作業	(1) 建設機械、産業用機械その他の一般機械器具の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 金属溶解炉(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるもの及び変圧器の定格容量が200kVA以上であるものに限る。) (2) 熱処理施設(金属加熱炉(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるもの及び変圧器の定格容量が200kVA以上であるものに限る。)を含む。) (3) 鍛造施設(金属加熱炉(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるもの及び変圧器の定格容量が200kVA以上であるものに限る。)を含む。) (4) 動力プレス機(加圧能力が98kNを超えるものに限る。) (5) セン断機(原動機の定格出力が1kW以上であるものに限る。) (6) ロール式ベンディングマシン(原動機の定格出力が3.75kW以上であるものに限る。) (7) ワイヤフォーマーマシン (8) 鋳型造型施設 (9) 型ばらし施設 (10) タンブラー (11) ブラスト(密閉式のものを除く。)
25 電気機械器具の製造の作業	(1) 電気機械器具の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 金属溶解炉(鉛蓄電池の製造の作業に用いるもの以外のものにあつては、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるもの及び変圧器の定格容量が200kVA以上であるものに限る。) (2) 熱処理施設(金属加熱炉(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるもの及び変圧器の定格容量が200kVA以上であるものに限る。)を含む。) (3) 鍛造施設(金属加熱炉(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるもの及び変圧器の定格容量が200kVA以上であるものに限る。)を含む。) (4) 化成施設(カドミウム電極又は鉛電極に係るものに限る。) (5) 水銀精製施設 (6) 動力プレス機(加圧能力が98kNを超えるものに限る。) (7) セン断機(原動機の定格出力が1kW以上であるものに限る。) (8) ロール式ベンディングマシン(原動機の定格出力が3.75kW以上であるものに限る。) (9) ワイヤフォーマーマシン (10) 鋳型造型施設 (11) 型ばらし施設 (12) タンブラー (13) ブラスト(密閉式のものを除く。) (14) 化学気相成長施設
26 船舶、車両その他の輸送用機械器具の製造の作業	(1) 船舶、車両その他の輸送用機械器具の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 金属溶解炉(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるもの及び変圧器の定格容量が200kVA以上であるものに限る。) (2) 船舶製造施設(重量トンが1,000t以上であるものに限る。) (3) 熱処理施設(金属加熱炉(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるもの及び変圧器の定格容量が200kVA以上であるものに限る。)を含む。) (4) 鍛造施設(金属加熱炉(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるもの及び変圧器の定格容量が200kVA以上であるものに限る。)を含む。) (5) 動力プレス機(加圧能力が98kNを超えるものに限る。)

別表第1

26 船舶、車両その他の輸送用機械器具の製造の作業	(1) 船舶、車両その他の輸送用機械器具の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(6) せん断機(原動機の定格出力が1kW以上であるものに限る。) (7) ロール式ベンディングマシン(原動機の定格出力が3.75kW以上であるものに限る。) (8) ワイヤーフォーミングマシン (9) 鋳型造型施設 (10) 型ばらし施設 (11) タンブラー (12) ブラスト(密閉式のものを除く。)
27 精密機械器具の製造の作業	(1) 精密機械器具の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 金属溶解炉(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるもの及び変圧器の定格容量が200kVA以上であるものに限る。) (2) 熱処理施設(金属加熱炉(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるもの及び変圧器の定格容量が200kVA以上であるものに限る。)を含む。) (3) 鍛造施設(金属加熱炉(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるもの及び変圧器の定格容量が200kVA以上であるものに限る。)を含む。) (4) 水銀精製施設 (5) 動力プレス機(加圧能力が98kNを超えるものに限る。) (6) せん断機(原動機の定格出力が1kW以上であるものに限る。) (7) ロール式ベンディングマシン(原動機の定格出力が3.75kW以上であるものに限る。) (8) 鋳型造型施設 (9) 型ばらし施設 (10) タンブラー (11) ブラスト(密閉式のものを除く。)
28 24 から 27 までに掲げる作業以外の機械器具、武器又は金属製品の製造の作業	(1) 機械器具(24 から 27 までに掲げる作業に係るものを除く。)、武器又は金属製品の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 金属溶解炉(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるもの及び変圧器の定格容量が200kVA以上であるものに限る。) (2) 熱処理施設(金属加熱炉(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるもの及び変圧器の定格容量が200kVA以上であるものに限る。)を含む。) (3) 鍛造施設(金属加熱炉(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるもの及び変圧器の定格容量が200kVA以上であるものに限る。)を含む。) (4) 動力プレス機(加圧能力が98kNを超えるものに限る。) (5) せん断機(原動機の定格出力が1kW以上であるものに限る。) (6) ロール式ベンディングマシン(原動機の定格出力が3.75kW以上であるものに限る。) (7) ワイヤーフォーミングマシン (8) 鋳型造型施設 (9) 型ばらし施設 (10) タンブラー (11) ブラスト(密閉式のものを除く。)
29 骨材又は石工品の製造又は加工の作業	(1) 骨材又は石工品の製造又は加工の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 焼成炉(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるものに限る。) (2) アスファルトプラント(骨材乾燥炉を含む。) (3) コンベア施設(ベルトの幅が75cm以上であるもの(密閉式のものを除く。))及びバケットの内容積が0.03m ³ 以上であるもの(密閉式のものを除く。))に限る。) (4) 破碎施設(乾式のものにあつては、原動機の定格出力が7.5kW以上であるものに限る。) (5) 磨砕施設(乾式のものにあつては、原動機の定格出力が7.5kW以上であるものに限る。)

別表第1

29 骨材又は石工品の製造又は加工の作業	(1) 骨材又は石工品の製造又は加工の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(6) 分別施設(乾式のものにあつては、原動機の定格出力が7.5kW以上であるものに限る。) (7) 石材切断施設(原動機の定格出力が7.5kW以上であるものに限る。)
30 セメント又はセメント製品の製造の作業	(1) セメント又はセメント製品の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 焼成炉 (2) コンベア施設(ベルトの幅が75cm以上であるもの(密閉式のものを除く。))及びバケットの内容積が0.03m ³ 以上であるもの(密閉式のものを除く。))に限る。 (3) 破碎施設(原動機の定格出力が7.5kW以上であるものに限る。) (4) 磨砕施設(原動機の定格出力が7.5kW以上であるものに限る。) (5) コンクリートプラント (6) 成形施設 (7) 抄造施設(特定排水施設に限る。) (8) 水養生施設(蒸気養生施設を含み、特定排水施設に限る。)
31 ガラス又はガラス製品の製造の作業	(1) ガラス又はガラス製品の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 熔融炉(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるもの及び変圧器の定格容量が200kVA以上であるものに限る。) (2) 保温炉(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるものに限る。) (3) 洗浄施設(特定排水施設に限る。) (4) 処理施設(酸によるものに限る。) (5) 樹脂吹き付け塗布施設 (6) 破碎施設(原動機の定格出力が7.5kW以上であるものに限る。) (7) 磨砕施設(原動機の定格出力が7.5kW以上であるものに限る。) (8) 二酸化珪素 ^{けい} 蒸着成長施設
32 陶磁器の製造の作業	(1) 陶磁器の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 焼成炉(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるもの及び変圧器の定格容量が200kVA以上であるものに限る。) (2) 処理施設(酸によるものに限る。) (3) 破碎施設(乾式のものにあつては、原動機の定格出力が7.5kW以上であるものに限る。) (4) 磨砕施設(乾式のものにあつては、原動機の定格出力が7.5kW以上であるものに限る。) (5) 湿式分別施設(特定排水施設に限る。) (6) 脱水施設(特定排水施設に限る。) (7) 成形施設(特定排水施設に限る。)
33 炭素又は黒鉛製品の製造の作業	(1) 炭素又は黒鉛製品の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 焼成炉(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるもの及び変圧器の定格容量が200kVA以上であるものに限る。) (2) 破碎施設(原動機の定格出力が7.5kW以上であるものに限る。) (3) 分別施設(原動機の定格出力が7.5kW以上であるものに限る。) (4) 混練施設 (5) 成形施設 (6) 仕上げ加工施設 (7) 冷却施設(特定排水施設に限る。)
34 29 から 33 までに掲げる作業以外の窯業製品又は土石製品の製造の作業	(1) 窯業製品又は土石製品の製造の作業(29 から 33 までに掲げる作業を除く。)のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 焼成炉(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるもの及び変圧器の定格容量が200kVA以上であるものに限る。) (2) 破碎施設(乾式のものにあつては、原動機の定格出力が7.5kW以上であるものに限る。) (3) 磨砕施設(乾式のものにあつては、原動機の定格出力が7.5kW以上であるものに限る。) (4) 分別施設(乾式のものにあつては、原動機の定格出力が7.5kW以上であるものに限る。)

別表第1

34 29 から 33 までに掲げる作業以外の窯業製品又は土石製品の製造の作業	(1) 窯業製品又は土石製品の製造の作業(29 から 33 までに掲げる作業を除く。)のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(5) 成形施設 (6) 脱水施設(特定排水施設に限る。) (7) 混合施設(有機質砂壁材の製造の作業に用いられるもので、特定排水施設に限る。) (8) 処理施設(酸又はアルカリによるものに限る。)
35 飼料又は有機質肥料の製造の作業	(1) 動植物性飼料又は有機質肥料の製造の作業(農業又は漁業を営む者(同居人を含む。))がその業に関して取得した物を加工する作業及びその者が消費するために加工する作業並びに 51 に掲げる作業のうち 51 の項施設の欄の(8)、(24)及び(26)に掲げる施設のいずれかを用いる作業を除く。)のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 原料貯蔵施設 (2) 原料処理施設 (3) 洗浄施設 (4) 湯煮施設(蒸煮施設を含む。) (5) 圧搾施設 (6) 濃縮施設 (7) 破碎施設 (8) 混合施設 (9) 発酵施設 (10) 乾燥施設
36 製糸、紡績又は織物その他の繊維製品の製造若しくは加工の作業	(1) 製糸、紡績又は織物その他の繊維製品の製造若しくは加工の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 製綿機(原動機の定格出力が 2.2kW を超えるものに限る。) (2) 打綿機(原動機の定格出力が 2.2kW を超えるものに限る。) (3) 動力 ねん 糸機(原動機の定格出力が 2.2kW を超えるものに限る。) (4) 動力織機(原動機の定格出力が 2.2kW を超えるものに限る。) (5) 動力編み機(原動機の定格出力が 2.2kW を超えるものに限る。) (6) 原料処理施設(特定排水施設に限る。) (7) 精練施設(特定排水施設に限る。) (8) シルケット機(特定排水施設に限る。) (9) 漂白施設(特定排水施設に限る。) (10) 薬液浸透施設 (11) 洗浄施設(特定排水施設に限る。) (12) 副蚕処理施設(特定排水施設に限る。) (13) 染色施設(特定排水施設に限る。) (14) まゆ湯煮施設
37 皮革若しくは人造皮革又はこれらの製品の製造の作業	(1) 皮革若しくは人造皮革又はこれらの製品の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 水づけ軟化施設 (2) 洗浄施設 (3) 石灰づけ施設 (4) なめし施設 (5) 染色施設(特定排水施設に限る。)
38 木材の加工又は木製品の製造若しくは加工の作業	(1) 木材の加工又は木製品の製造若しくは加工の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) バーカー (2) チッパー(原動機の定格出力が 2.2kW を超えるものに限る。) (3) 現像施設(特定排水施設に限る。) (4) はり合せ施設 (5) 碎木施設 (6) 湯煮施設(蒸煮施設を含み、特定排水施設に限る。) (7) パネル打ち抜き用プレス機 (8) 動力のこぎり盤(原動機の定格出力が 2.2kW を超えるものに限る。) (9) 動力かんな盤(原動機の定格出力が 2.2kW を超えるものに限る。) (10) 薬液浸透施設(特定排水施設に限る。)
39 パルプ、紙又は紙工品の製造の作業	(1) パルプ、紙又は紙工品の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 原料処理施設(特定排水施設に限る。) (2) バーカー (3) 蒸解施設 (4) 蒸解廃液濃縮施設 (5) 洗浄施設(特定排水施設に限る。) (6) 漂白施設(特定排水施設に限る。) (7) 動力のこぎり盤(原動機の定格出力が 2.2kW を超えるものに限る。) (8) 碎木施設

別表第 1

39 パルプ、紙又は紙工品の製造の作業	(1) パルプ、紙又は紙工品の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(9) チッパー(原動機の定格出力が 2.2kW を超えるものに限る。) (10) 抄紙施設(抄造施設を含む。) (11) セロファン製膜施設(特定排水施設に限る。) (12) 湿式繊維板成型施設 (13) コルゲートマシン (14) はり合せ施設
40 畜産食料品又は水産食料品の製造の作業	(1) 畜産食料品又は水産食料品の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 直火炉(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50L 以上であるものに限る。) (2) 動力のこぎり盤(原動機の定格出力が 2.2kW を超えるものに限る。) (3) 原料処理施設(小規模排水施設を除く。) (4) 洗浄施設(容器洗浄施設を含み、小規模排水施設を除く。) (5) 湯煮施設(蒸煮施設を含み、小規模排水施設を除く。) (6) 発酵施設(小規模排水施設を除く。) (7) 分離施設(小規模排水施設を除く。)
41 農産保存食料品の製造の作業	(1) 農産保存食料品の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 直火炉(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50L 以上であるものに限る。) (2) 原料処理施設(小規模排水施設を除く。) (3) 洗浄施設(容器洗浄施設を含み、小規模排水施設を除く。) (4) 湯煮施設(蒸煮施設を含み、小規模排水施設を除く。) (5) 圧搾施設(小規模排水施設を除く。)
42 調味料の製造の作業	(1) 調味料の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 直火炉(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50L 以上であるものに限る。) (2) 原料処理施設(小規模排水施設を除く。) (3) 洗浄施設(容器洗浄施設を含み、小規模排水施設を除く。) (4) 湯煮施設(蒸煮施設を含み、小規模排水施設を除く。) (5) 濃縮施設(小規模排水施設を除く。) (6) 精製施設(小規模排水施設を除く。) (7) 抽出施設(小規模排水施設を除く。) (8) ろ過施設(小規模排水施設を除く。) (9) 混合施設(小規模排水施設を除く。)
43 糖類の製造の作業	(1) 糖類の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 原料処理施設(特定排水施設に限る。) (2) 洗浄施設(流送施設を含み、特定排水施設に限る。) (3) 分離施設(特定排水施設に限る。) (4) 精製施設(特定排水施設に限る。)
44 パン又は菓子の製造の作業	(1) パン又は菓子の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 直火炉(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50L 以上であるものに限る。) (2) 洗浄施設(小規模排水施設を除く。) (3) 混合施設(小規模排水施設を除く。)
45 酒類、清涼飲料その他の飲料の製造の作業	(1) 酒類、清涼飲料その他の飲料の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 原料処理施設(小規模排水施設を除く。) (2) 洗浄施設(容器洗浄施設を含み、小規模排水施設を除く。) (3) 湯煮施設(蒸煮施設を含み、小規模排水施設を除く。) (4) 搾汁施設(小規模排水施設を除く。) (5) ろ過施設(小規模排水施設を除く。) (6) 発酵施設(小規模排水施設を除く。) (7) 蒸留施設(小規模排水施設を除く。)

別表第 1

46 動植物油脂の製造の作業	(1) 動植物油脂の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 焙 ^{はい} せん施設(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50L 以上であるものに限る。) (2) 抽出施設 (3) 湯煮施設(蒸煮施設を含む。) (4) 原料処理施設 (5) 洗浄施設 (6) 圧搾施設 (7) 分離施設 (8) 精製施設
47 精穀又は製粉の作業	(1) 精穀又は製粉の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 精米機(原動機の定格出力が 15kW 以上であるものに限る。) (2) 精麦機(原動機の定格出力が 15kW 以上であるものに限る。) (3) 製粉機(原動機の定格出力が 7.5kW 以上であるものに限る。) (4) 洗浄施設(特定排水施設に限る。)
48 40 から 47 までに掲げる作業以外の食料品の製造の作業	(1) 食料品の製造の作業(40 から 47 までに掲げる作業を除く。)のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 直火炉(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50L 以上であるものに限る。) (2) 焙 ^{はい} せん施設(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50L 以上であるものに限る。) (3) 原料処理施設(小規模排水施設を除く。) (4) 洗浄施設(容器洗浄施設を含み、小規模排水施設を除く。) (5) 湯煮施設(蒸煮施設を含み、小規模排水施設を除く。) (6) 発酵施設(培養施設を含み、小規模排水施設を除く。) (7) 抽出施設(小規模排水施設を除く。) (8) 分離施設(小規模排水施設を除く。) (9) 精製施設(小規模排水施設を除く。) (10) 調理施設(小規模排水施設を除く。) (11) 洗 ^{せん} だめ(小規模排水施設を除く。) (12) 磨碎施設(原動機の定格出力が 7.5kW 以上であるものに限る。)
49 発電の作業	(1) 発電の作業(非常用の発電の作業を除く。)のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) ガスタービン(燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50L 以上であるものに限る。) (2) ディーゼルエンジン(燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50L 以上であるものに限る。) (3) ガスエンジン(燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 35L 以上であるものに限る。)
50 ガスの製造の作業	(1) 石炭ガス、水性ガス又は油ガスの製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) ガス発生炉(燃料電池用改質器にあっては、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50L 以上であるものに限る。) (2) 加熱炉 (3) コークス炉 (4) 分離施設(タール又はガスに係るもので、特定排水施設に限る。) (5) ガス冷却洗浄施設(脱硫化水素施設を含み、特定排水施設に限る。)

別表第1

51 資源の再生又は廃棄物の処理の作業	(1) 金属、合成樹脂、ゴム、木材(伐採木及び木の枝を含む。)、油脂類(鉱物油及び有機溶剤を含む。)、その他の資源の再生の作業のうち右欄の(1)から(14)まで及び(17)から(27)までに掲げる施設のいずれかを用いる作業 (2) 廃棄物の処理の作業のうち右欄の(1)から(16)まで及び(20)から(27)までに掲げる施設のいずれかを用いる作業 (3) (2)の作業以外の廃棄物の処理のために設けられた事業場(埋立処分場を除く。.)において行われる作業(53に掲げる作業を除く。.)のうち右欄の(17)から(19)までに掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 金属回収焼却炉 (2) 金属溶解炉(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50L 以上であるもの及び変圧器の定格容量が 200kVA 以上であるものに限る。) (3) 容器洗浄施設(特定排水施設に限る。) (4) 白土処理施設(特定排水施設に限る。) (5) 蒸留施設 (6) 動力プレス機(加圧能力が 98kN を超えるものに限る。) (7) せん断機(原動機の定格出力が 1kW 以上であるものに限る。) (8) 破碎施設(原動機の定格出力が 7.5kW(合成樹脂用破碎施設にあっては、0.75kW)以上であるものに限る。) (9) 磨砕施設(原動機の定格出力が 7.5kW 以上であるものに限る。) (10) 動力のこぎり盤(原動機の定格出力が 2.2kW を超えるものに限る。) (11) 金属回収溶解槽(特定排水施設に限る。) (12) 分別施設(原動機の定格出力が 7.5kW 以上であるものに限る。) (13) 溶融施設 (14) 乾留施設 (15) 廃棄物焼却炉(火格子面積又は火床面積が 0.5m² 以上であるもの、焼却能力が 1 時間当たり 50kg 以上であるもの及び一次燃焼室(燃焼室が一の廃棄物焼却炉にあっては、当該燃焼室)の容積が 0.8m³ 以上であるものに限る。) (16) し尿処理施設(建築基準法施行令第 32 条第 1 項の表中の規定に基づく処理対象人員の算定方法(昭和 44 年建設省告示第 3184 号)により算定した処理対象人員が 500 人以下のし尿浄化槽を除く。) (17) 中和施設(特定排水施設に限る。) (18) 分離施設(特定排水施設に限る。) (19) 固化施設(特定排水施設に限る。) (20) コンベア施設(鉱物、土石又ははがれき類の移送の用に供するもので、ベルトの幅が 75cm 以上であるもの(密閉式のものを除く。))及びバケットの内容積が 0.03m³ 以上であるもの(密閉式のものを除く。))に限る。) (21) ディーゼルエンジン(燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50L 以上であるものに限る。) (22) ガスエンジン(燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 35L 以上であるものに限る。) (23) ガソリンエンジン(燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 35L 以上であるものに限る。) (24) 乾燥施設 (25) 圧縮成形施設 (26) 発酵施設 (27) メタン発酵施設
51 の 2 汚染土壌の処理の作業	(1) 条例第 62 条の 3 に規定する汚染土壌の処理の作業のうち、右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業(汚染土壌が存在する土地が含まれる一団の土地において、当該土地に存在する汚染土壌を処理する作業を除く。)	(1) 浄化等処理施設 (2) セメント製造施設 (3) 分別等処理施設
52 下水道水の最終的な処理の作業	(1) 下水道水最終的な処理の作業のうち右欄に掲げる施設を用いる作業	(1) 終末処理場
53 汚水又は廃液の処理の作業	(1) 2 以上の事業所から排出される汚水又は廃液の共同処理の作業のうち右欄に掲げる施設を用いる作業	(1) 処理施設(2 以上の事業所から排出される汚水又は廃液を共同で処理するものに限る。)

別表第1

54 廃ガスの燃焼又は分解の作業	(1) 廃ガスの燃焼又は分解の作業(51に掲げる作業のうち51の項施設の欄の(15)に掲げる施設を用いる作業及び51の2に掲げる作業のうち51の2の項施設の欄の(1)に掲げる施設を用いる作業を除く。)のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 廃ガス燃焼施設(補助燃料を使用する廃ガス燃焼施設であって、当該補助燃料用のバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるものに限る。) (2) フロン分解処理施設(クロロフルオロカーボン又はハイドロクロロフルオロカーボンを処理するものに限る。)
55 車両、航空機その他の機械器具の整備又は修理の作業	(1) 車両、航空機その他の機械器具の整備又は修理の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 熱処理施設(金属加熱炉(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるもの及び変圧器の定格容量が200kVA以上であるものに限る。)を含む。) (2) 鍛造施設(金属加熱炉(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるもの及び変圧器の定格容量が200kVA以上であるものに限る。)を含む。) (3) 動力プレス機(加圧能力が98kNを超えるものに限る。) (4) せん断機(原動機の定格出力が1kW以上であるものに限る。) (5) ロール式ベンディングマシン(原動機の定格出力が3.75kW以上であるものに限る。) (6) 動力のこぎり盤(原動機の定格出力が2.2kWを超えるものに限る。) (7) 動力かんな盤(原動機の定格出力が0.75kW以上であるものに限る。) (8) コンテナ洗浄施設(コンテナに関する通関条約第1条又は国際道路運送手帳による担保の下で行う貨物の国際運送に関する通関条約第1条に規定するコンテナの洗浄に係るもので、特定排水施設に限る。) (9) 自動式車両洗浄施設(小規模排水施設を除く。)
56 皮革製品、人造皮革製品又は繊維製品の洗浄の作業	(1) 皮革製品、人造皮革製品又は繊維製品の洗浄の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) ドライクリーニング施設(テトラクロロエチレンを用いるものに限る。) (2) 水洗式クリーニング施設(日本標準産業分類に定める普通洗濯業又はリネンサプライ業に係るもので、小規模排水施設を除く。)
57 と畜又は死亡獣畜処理の作業	(1) と畜場(と畜場法(昭和28年法律第114号)第3条第2項に規定すると畜場をいう。)における獣畜の解体の作業又は死亡獣畜取扱場(化製場等に関する法律(昭和23年法律第140号)第1条第3項に規定する死亡獣畜取扱場をいう。)における死亡獣畜の解体の作業のうち右欄に掲げる施設を用いる作業	(1) 解体施設
58 写真の現像又は図面等の複写の作業	(1) 写真の現像又は図面等の複写の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 自動式フィルム現像洗浄施設(現像液を排出するもので、特定排水施設に限る。) (2) ガス現像式ジアゾ複写機(規格A0以上のものに限る。)
59 科学技術に関する研究、試験又は検査の作業	(1) 科学技術(人文科学に係るものを除く。)に関する研究、試験又は検査の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 洗浄施設 (2) 熱処理施設(金属加熱炉(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるもの及び変圧器の定格容量が200kVA以上であるものに限る。)を含む。)
60 印刷、製版又は印刷物の加工の作業	(1) 印刷、製版又は印刷物の加工の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 動力印刷機(規格B3以下のもの及び事務用機械を除く。) (2) 製版用現像洗浄施設(特定排水施設に限る。)
61 燃料その他の物の燃焼による熱媒体の加熱又は空気の加熱若しくは冷却の作業	(1) 燃料その他の物の燃焼による熱媒体の加熱又は空気の加熱若しくは冷却の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) ボイラー(電気ボイラー及び廃熱ボイラー以外のもので、伝熱面積(規格B8201又はB8203に定める方法により算定される面積をいう。以下同じ。)が10m ² 以上であるもの又は燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるものに限る。) (2) 冷暖房施設(伝熱面積が10m ² 以上であるもの又は燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるものに限る。)

別表第1

62 動力を用いて行う物の塗装の作業	(1) 動力を用いて行う物の塗装の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 塗装施設(吹き付け塗装施設にあつては、原動機の定格出力が2.2kWを超えるものに限る。) (2) 焼付け炉(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるもの及び変圧器の定格容量が200kVA以上であるものに限る。)
63 燃料その他の物の燃焼又は電気の使用による物の乾燥の作業	(1) 燃料その他の物の燃焼又は電気の使用による物の乾燥の作業のうち右欄に掲げる施設を用いる作業	(1) 乾燥炉(17に掲げる作業に用いられる乾燥炉以外のものにあつては、燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるもの及び変圧器の定格容量が200kVA以上であるものに限る。)
64 物の表面処理又はめっきの作業	(1) 物の表面処理又はめっきの作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 表面処理施設(酸又はアルカリによるものに限る。) (2) 脱脂洗浄施設(有機塩素系溶剤(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン及び1,1,2-トリクロロエタンに限る。))を用いるもの及び当該有機塩素系溶剤以外の有機溶剤を用いる施設で脱脂洗浄の用に供する槽の内容積が500L以上であるものに限る。) (3) めっき施設(真空めっきに係るものを除く。)
65 有機溶剤を用いて行う物の加工又は接着の作業	(1) 有機溶剤を用いて行う物の加工又は接着の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) ラミネーター機 (2) 製膜施設 (3) 自動式塗布施設
66 鉱物又は土石の採取、移送、粉碎、選別又は加工の作業	(1) 鉱物又は土石の採取、移送、粉碎、選別又は加工の作業のうち右欄に掲げる施設((1)から(4)までに掲げる施設にあつては、29に掲げる作業又は51の2に掲げる作業に用いられるものを除く。))のいずれかを用いる作業	(1) コンベア施設(ベルトの幅が75cm以上であるもの(密閉式のものを除く。))及びバケットの内容積が0.03m ³ 以上であるもの(密閉式のものを除く。))に限る。 (2) 破碎施設(乾式のものにあつては、原動機の定格出力が7.5kW以上であるものに限る。) (3) 磨砕施設(乾式のものにあつては、原動機の定格出力が7.5kW以上であるものに限る。) (4) 分別施設(乾式のものにあつては、原動機の定格出力が7.5kW以上であるものに限る。) (5) ディーゼルエンジン(燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるものに限る。) (6) ガスエンジン(燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり35L以上であるものに限る。) (7) ガソリンエンジン(燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり35L以上であるものに限る。)
67 金属その他の物の研磨の作業	(1) 金属その他の物の研磨の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) バフ研磨施設(原動機の定格出力が2.2kWを超えるもの(密閉式のものを除く。))に限る。 (2) 電解式研磨施設(特定排水施設に限る。) (3) 湿式研磨施設 (4) ブラスト(密閉式のものを除く。) (5) タンブラー
68 炭化水素系物質の受入れ、保管又は出荷の作業	(1) 炭化水素系物質の受入れ、保管又は出荷の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 貯蔵施設(原油、揮発油、ナフサ若しくはジェット燃料(1気圧の状態において留出量が5%のときの温度が100℃以下の原油、揮発油、ナフサ又はジェット燃料に限る。))又は有機溶剤(単一成分でないものにあつては1気圧の状態において留出量が5%のときの温度が100℃以下であるもの及び単一成分であるものにあつては1気圧の状態において沸点が100℃以下であるものに限る。))を貯蔵する施設で容量が1,000kL以上であるものに限る。 (2) 出荷施設(揮発油(1気圧の状態において留出量が5%であるときの温度が100℃以下であるものに限る。以下この項において同じ。))をタンク車又はタンクローリーに給油する油槽所及び製油所に設置される出荷施設。ただし、貯蔵施設の容量が合計で1,000kL以上であるものに限る。 (3) 給油施設(自動車に揮発油を給油する施設であつて当該施設を設置する給油所の揮発油の貯蔵施設の容量が合計で30kL以上あるものに限る。)

別表第 1

69	1 から 68 までの掲げる作業のほか、物の製造、加工、修理又は消毒に係る作業で規則で定めるもの	(1) 鉛筆又は絵の具の製造の作業であって右欄の(1)に掲げる施設を用いる作業 (2) 鋳型造型の作業(有機自硬性鋳型鋳造法、シェルモールド鋳造法又はフルモールド鋳造法によるものに限る。)のうち右欄の(2)に掲げる施設を用いる作業 (3) 火薬類の製造の作業のうち右欄の(3)に掲げる施設を用いる作業 (4) くん蒸の作業のうち右欄の(4)に掲げる施設を用いる作業	(1) 混合施設(特定排水施設に限る。) (2) 鋳型造型施設 (3) 洗浄施設(特定排水施設に限る。) (4) くん蒸施設(シアン化水素を用いるものに限る。)
----	--	---	---

備考 1 重油以外の燃料の重油の量への換算は、液体燃料にあつては当該燃料 1 L が重油 1 L に相当するものとし、石炭にあつては、1 kg が重油 0.66 L に相当するものとして算定する。また、気体燃料にあつては次の換算式により算定するものとし、当該換算式中の気体燃料の発熱量は、総発熱量を用い、重油の発熱量は 39,558.1725kJ/L とする。

重油換算燃焼能力 (L/h) = 換算係数 × 気体燃料の燃焼能力 (m3N/h)

換算係数 = 気体燃料の発熱量 (kJ/m3N) ÷ 重油の発熱量 (kJ/L)

なお、その他の燃料にあつては、その総発熱量に相当する重油 (発熱量は、39,558.1725kJ/L とする。) の量に換算するものとする。

2 「特定排水施設」とは、地下浸透禁止物質を使用する施設及び排出される水その他の液体が公共用水域に排出されることとなる施設をいう。

3 「小規模排水施設」とは、1 日当たりの排水の量が 20m3 未満である事業所に設置される施設をいう。

* 排水とは、事業所から直接公共用水域に排出される水その他の液体などと定義されている。

* 都市ガス 13A の重油換算量の算出方法

〔例〕燃焼能力が都市ガス 13A で 44m3N/h の施設の場合

ここで、都市ガス 13A の総発熱量は、 45,000 kJ/m3N (10,750 kcal/m3N)

重油の総発熱量 39,558.1725 kJ/L (9,450 kcal/L)

換算係数 = 10,750 / 9,450 = 1.13756...

重油換算量 = 1.13756... × 44 = 50.0529... ≒ 50.1 (L/h)

付録1 その他の許可・届出・指導基準等について

条例では、指定事業所であるか否かにかかわらず、事業所に施設を設置する場合や作業・工事を行う場合等についての許可、届出、指導基準等があります。(条例第6章―第10章)

章節	項 目	概 要	指針・指導基準・届出
6-5	夜 間 営 業 (条例第51条の2)	小売業を営むための店舗の用に供される床面積の合計が500m ² を超える一の店舗又は日本標準産業分類に定める音楽・映像記録物賃貸業(別掲を除く)、一般公衆浴場業、その他の公衆浴場業、ボウリング場、ゲームセンターを営むための施設でその面積が500m ² を超えるものにおいて、夜間(午後11時から翌日の午前6時)における営業を営もうとする場合	夜間における営業に係る騒音の防止に関する指針 [開始]開始する日の30日前まで [変更計画]変更の日の30日前まで [変更][承継][廃止]30日以内
7-1	地下水水質浄化	地下浸透禁止物質による地下水の水質の汚濁があると認められる場合	地下水汚染原因調査報告書、地下水浄化措置結果報告書
7-2	土 壌 汚 染 対 策	土地の形質の変更を行おうとする場合 特定有害物質使用等事業所を廃止した場合 ダイオキシン類管理対象事業所を廃止した場合	土地の形質の変更に伴う公害の防止に関する指針 [形質変更]着手する日の30日前まで [廃止]廃止した日から30日以内 [調査報告]廃止日又は通知日から起算して120日以内
7-3	地下水採取規制	一の事業所に設置される揚水機の吐出口の断面積の合計が6cm ² を超える場合の揚水機 ※6cm ² 以下の場合には別途届出が必要	[設置]施設設置日の30日前まで [承継][廃止]30日以内 [変更]30日前まで(軽微な変更については30日以内) [地下水採取量及び水位の報告]年2回
8-1	小規模焼却炉等 (条例第86条)	① 廃棄物焼却炉(施行規則別表第1の51の項に掲げるものを除き、移動式のものを含む。) ② 動物火葬炉(移動式のものを含む。) ③ 木炭、竹炭等を製造するために原材料を乾留する施設(施行規則別表第1の51の項に掲げる作業に係るものを除く。)	小規模焼却炉等の排煙による大気汚染の防止に関する指導基準 [設置]施設を設置する日(工事着工)の30日前まで [承継][変更][廃止]30日以内
8-1	小規模固定型内燃機関等 (GHP、コージェネ等) (条例第86条)	① ディーゼルエンジンのうち、燃料の重油換算燃焼能力が1時間当たり50L未満であるもので、原動機の定格出力が7.5kW以上であるもの ② ガスエンジン及びガソリンエンジンのうち、燃料の重油換算燃焼能力が1時間当たり35L未満であるもので、原動機の定格出力が7.5kW以上であるもの ③ ガスタービンのうち、燃料の重油換算燃焼能力が1時間当たり50L未満であるもので、原動機の定格出力が7.5kW以上であるもの	小規模固定型内燃機関及びガスタービンの排煙による大気汚染の防止に関する指導基準 [設置]施設を設置する日(工事着工)の30日前まで [承継][変更][廃止]30日以内 ※ GHPは、設置、承継、変更、廃止の届出不要
8-2	石綿排出作業 (条例第92条)	次の石綿含有建築材料が使用されている建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業(一部面積の要件あり) ① 吹付け石綿 ② 石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材(吹付け石綿を除く。) ③ 石綿布 ④ 石綿を含有するセメント建材(成形板に限る。)(作業の対象となる建築物等の部分における石綿を含有するセメント建材の使用面積の合計が1,000m ² 以上) ⑤ 石綿を含有する仕上塗材及び下地調整塗材	石綿排出作業による大気汚染の防止に関する指導基準 [開始]開始する日の7日前まで(③、④のみ。①、②は大防法の届出必要。⑤は不要。) [完了]完了した日から30日以内(①、②、③、④のみ。⑤は不要。)
8-3	焼却施設の解体工事 (条例第99条)	施行規則別表第1の51の項に掲げる廃棄物焼却炉及びその附帯設備(未使用のものを除く。)の解体又は撤去を行う工事(当該焼却施設の設置場所以外の場所において行う解体作業を含む。)	焼却施設の解体工事におけるダイオキシン類等汚染防止対策指導基準 [開始]開始する日の14日前まで [完了]完了した日から30日以内
8-4	工 事 排 水 (条例第105条)	公共用水域に工事排水を1日当たり10m ³ 以上排出する場合	工事排水による公共用水域の水質の汚濁の防止に関する指導基準 [工事排水]開始する日の30日前まで [変更][完了]30日以内
8-5	屋 外 作 業 (条例第111条)	都市計画法第8条第1項第1号に掲げる工業専用地域以外の地域内の面積1,000m ² 以上の土石又は資材の保管場所(指定事業所の敷地内にあるものを除く。1年以上継続行う作業に限る。)	屋外作業に伴う騒音及び振動による公害の防止に関する指導基準 [開始]開始する日の30日前まで [変更][中止]30日以内
8-6	掘 削 作 業 (条例第117条)	① 掘削の深さが地表下4m以上、かつ、掘削面積が500m ² 以上 ② トンネルの仕上がりの内径が1,350mm以上で、かつ、延長が100m以上	掘削作業による地盤の沈下の防止に関する指導基準 [開始]開始する日の30日前まで [変更][完了]30日以内
8-7	小規模揚水施設 (条例第124条)	一の事業所に設置される揚水機の吐出口の断面積の合計が6cm ² 以下の場合の揚水機 ※6cm ² を超える場合の揚水機は別途許可の手続が必要となります。	小規模揚水施設に係る地下水の採取による地盤の沈下の防止に関する指導基準 [設置]施設設置日の30日前まで [承継][変更][廃止]30日以内
9-2	建築物環境配慮	CASBEE横浜 特定建築物の建築をしようとする者	建築物環境配慮計画届出書 等
10	地球温暖化対策	地球温暖化対策事業者、特定電気供給事業者 等	地球温暖化対策計画書 等

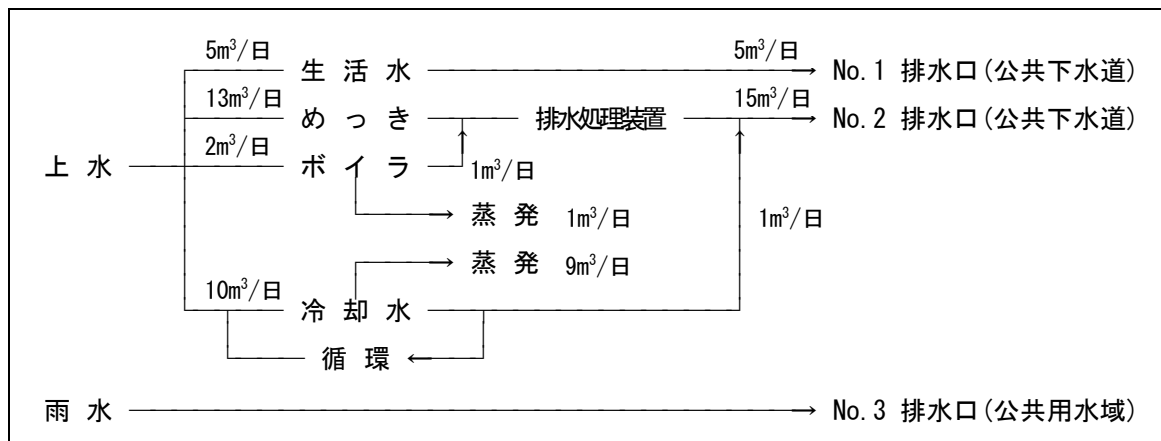
(工場・事業場・指定事業所における施設等の設置(変更)で主なもの)

※ ダイオキシン類対策特別措置法「特定施設」、横浜市生活環境の保全等に関する条例「指定事業所以外の届出等」
他は記載していません。

付録 3

用排水収支バランス図の例

公共下水道（分流式）に排出する場合



付録 4

様式のダウンロード方法について

横浜市 指定事業所 様式

検索



こちらからもダウンロードできます。



指定事業所の手続についての問い合わせ先

横浜市 みどり環境局 環境管理課

〒231-0005

中区本町6-50-10 市庁舎27階

みなとみらい線 馬車道駅直結

JR根岸線・市営地下鉄 桜木町駅 徒歩3分

電話：045-671-2733



条例・施行規則等は、ホームページ又は窓口でご覧になれます。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kankyo-koen-gesui/kiseishido/tetsuzuki/jourei.html>



※ 環境法令（大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、下水道法など）の届出等の手続は、別に必要となります。この条例の許可申請・届出の対象外の施設であっても、環境法令の届出等の手続が必要となる場合がありますので注意してください。

【各種問い合わせ先一覧】

	用 件	電話番号	担 当 課
①	指定事業所の手続に関すること	045-671-2733	みどり環境局 環境管理課
②	化学物質の適正管理に関すること	045-671-2487	
③	大気汚染、悪臭の規制指導（手続・申請）に関すること	045-671-3843	みどり環境局 大気・音環境課
④	騒音・振動の規制指導（手続・申請）に関すること	045-671-2485	
⑤	水質汚濁の規制指導（手続・申請）に関すること	045-671-2489	みどり環境局 水・土壌環境課
⑥	土壌汚染、地下水採取に関すること	045-671-2494	
⑦	公共下水道への排水の規制指導（手続・申請）に関すること	045-671-2835	下水道・河川局 水質課
⑧	交通環境に関すること	045-671-3843	みどり環境局 大気・音環境課
⑨	地球温暖化対策に関すること	045-671-4103	みどり環境局 環境管理課
⑩	産業廃棄物に関すること	045-671-2515	資源循環局 事業系廃棄部対策課課
⑪	建築物の環境配慮に関すること	045-671-4526	建築局 建築企画課
⑫	環境影響評価に関すること	045-671-2495	みどり環境局 環境影響評価課

あなたの毎日に、エコをプラスしよう。

Yokohama **エコ活。**

横浜市 みどり環境局 環境管理課

令和6年 10 月発行

TEL:045-671-2733 FAX:045-681-2790